



## 政策を社会のすみずみまで

日本社会党の重要な特徴の一つは、政策によって立つ政党であることである。そして、その政策は、最終の社会主义社会をうつたてるという目的と、それを実現する局の民主主義の方途を含めて、ゆるぎない一貫したものでなければならないのである。

敗戦以来今日迄、われわれは数えあげることのできない程、多くの基本政策と具体的政策を発表し、それを推進してきた、当時の原則的なものは、具体化され、実践に移され、又保守党政といえども、耳を貸さざるを得ない程の力をもつにいたっている。

それは、自民党が選挙直前になれば、社会党の政策を濫用して公約をかかげ、選挙が終れば警職法や政暴法などの法案を突如として提案するという怪異に従事しても明らかである。他方しつよいに社会党へ「大人になれ」という批判がされてあるそれは善意のものもあるが、その多くのものは、究極目的を自然に放棄せよというにひとしく、そして妥協主義に隨する危険がつねに潜伏するものである。われわれはそれにくみしえない。われわれが注意したいと思うことは、大目標に対するみちすじを、より具体的にすることである。そして右によることなく、必要があるならば、ゆっくり歩くことであろう。

その意味において、今後一層政策活動の分野になすべきことのいかに多いかを痛感する。いま、民主政治の最後的な審判である参議院選挙を前にして、国民各層に訴えるべき選挙政策の確立に、われわれは日夜を忘れて全力を投入している。過去の経験は生かされなくてはならない、新しい情勢の変化を卒直に注入しなくてはならない。今後の諸問題に鋭い洞察を必要とする。

われわれが、この参院選挙に際し国民に訴へるものとともに重要なテーマはいう迄もなく憲法改悪阻止である。それは過去何回の訴へに比して、はるかに堅迫性と具体性をもつて進行しつつ、あるこの問題を、われわれはあらゆる努力を傾注して、国民に訴へることを必要とする。

又この選挙ほど、国民の各階層が夫々身をもつて痛感し憤激をいだいていることの多いときはない経済は激動して、中小企業層は不安と倒産にさらされている。農民は河野農政によつて切り捨てられ、旧地主は台頭しつつあり労働者は厚重なる条約問題についての政府の不信行為と生活水準の低下に怒り、消費者は止まるところを知らない物値の引上げに政府の無態と背信を憤っている。

そして又日韓、ガリオアエロアタイ特別円など一連の外交政策は、アメリカの対日経済政策とともに、小坂外交は全く失敗に終り正に屈辱的である。

このような国民の体験に、その原因と向うべき対策を示すのが、われわれの政策活動である、不満と憤りがそのまで終るなら、民主政治は失敗するのである。  
職場と店先と家庭へ、そして学窓にも、あぜ道にも、政策を浸透させよう。いまでは重欲害や、海の彼方にも、われわれの新しい日本の政策に耳を傾けようとしている人々があるのである。



横山利秋

(政審事務局長)

# 焦 点

エネルギー問題は、石炭対策の中核である許りでなく、日本経済展の重要な要めである、党はこの法で、エネルギー政策確立にあたつて自住性、公共性、国産開発、総合性を基本原則として位置づけているそして石炭対策は、この総合エネルギー政策と、雇用政策、と最質別とを三本の柱として、政策の転換を要求し、昨年の国会にひきつづいて集中的な闘いをいどんでいる

## エネルギー基本法要綱案 (一九六一・三・二三)

### 一、目的

この法律は、わが国の重要物資であるエネルギー源の自給度を高め合理的価格と安定的な供給を確保し、もって、国民経済の発展と、国民生活の向上に資するため、エネルギー需給の基本計画、国内資源の開発と利用、流通機構の整備と価格の調整をし、エネルギー産業の健全な発達を図る総合エネルギー政策を確立するための基本原則を定めるものとする。

### 二、総合エネルギー政策の基本原則

- 1 国は、エネルギー源が国民経済において占める重要性にかんがみ、その自主性を確保しなければならない。
- 2 国は、エネルギー産業が国民経済にとって極めて重要な基幹産業であるという立場にたち、その産業の公共性を強化する必要な措置を構じなければならない。
- 3 国は、エネルギーの基本計画を定めるに当つては、国産および準国産エネルギー資源を第一義的に位置づけし、その合理的な開発を積極的に推進しなければならない。
- 4 国は、エネルギーの価格を定めるに当つては、国民経済的見地に立ち、総合エネルギーの立場から、統一的な意思のもとに合理的に決めねばならない。

### 三、国の責任

国は、その責任において、本法の目的を実現するように努めねばならない。このためエネルギー産業の立地条件の整備、資源の開発、供給体制の近代化、国内エネルギー源の需要拡大、およびエネルギーの利用に関する調査研究、その他必要なエネルギー政策、財政政策、金融政策第の諸政策を総合的計画的に講

じなければならない。

### 四、動力省の設置

国は、総合エネルギー政策を実施するための行政機関として、動力省を設置するものとする。

### 五、エネルギー研究所の設置

1 国は、エネルギーの利用の高度化と資源の開発およびその総合政策樹立に資するため、エネルギー研究所を設置するものとする。

### 六、適用範囲

- 1 この法律において「エネルギー源」とは、つぎに定めるものとする。  
(一) 石炭  
(二) 石油およびガス  
(三) 電力  
(四) 核燃料
- 2 ただし核燃料については、その開発計画の推移に応じて検討することとし、当面は、この法律から除外する。

### 七、エネルギー需給計画、資金計画ならびに雇用計画

- 1 政府は、この法律の目的を実現するため、長期および毎年度のエネルギー需給計画、資金計画ならびに雇用計画を樹立し、これを国会に報告しなければならない。
- 2 政府は、エネルギー需給計画を樹立するに当つては、エネルギー委員会の議決を経なければならぬ。
- 3 エネルギー需給計画に定める事項はつぎのとおりとする。

### (一) エネルギー源の供給計画

(二) エネルギー源の生産数量および輸出入

化する。

十、石油の一手買取および販売

国産、準国産、輸入原油および輸入石油製品の一手買取、販売機構を設ける。

十一、石炭流通体制の確立

輸入炭、国内炭の一手買取および販売を行う機構を確立する。

十二、エネルギー調整基金

1 国内におけるエネルギー価格の調整をするとともに、エネルギー資源を積極的に開発するため、エネルギー調整基金を設ける。

2 エネルギー調整基金は、輸入エネルギー源の差益金をもって運用し、価格の調整的役割を果すものとする。

3 国は、エネルギー調整基金に対し、資金の確保につとめるものとする。

十三、エネルギー委員会

1 総合エネルギー政策の確立に資するため、エネルギー委員会を置くものとする。

2 委員会は、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、政府の諮問に応じ、又は勧告することができる。

3 委員は、エネルギー産業、財政又は経済に関し学識経験のある者のうちから総理大臣が任命する。

九、電力事業の一元化

電源の開発、発電、送電、配電事業を一元

4 政府は、エネルギー需給計画の樹立に当つては、国内エネルギー資源、とくに石炭の需要の拡大に関する計画を含めなければならぬ。

5 政府は、経済事情の著しい変動のため特に必要あるときは、エネルギー委員会の議を経て、エネルギー需給計画を変更することができる。

八、エネルギー資源開発

1 国は、エネルギー資源の総合的開発利用の円滑な実施を図るため、エネルギー資源開発計画を決定しなければならない。

2 エネルギー資源開発機関を設け、地質調査、探鉱について積極的に助成するとともに、自らもこれらの事業を行うことができるものとする開発の諸事業を行う。

## 石炭政策確立に対する申入れ (三七・三・一一)

石炭産業の危機打開に関しては、さる三十九臨時国会における決議によつて、その基本的な方向が明らかにされてゐるところであるが、政府は、この決議を尊重していなければなりぬ、むしろ黙殺の態度すらといつてゐることは、極めて遺憾である。

石炭問題に対する国民世論が大きき高まつてゐる今日、政府は、国会決議を尊重して石炭産業を安定させ、雇用不安を解消して国民世論と、「政策転換」を求める炭鉱労働者の要求に応えるべきである。

一、炭鉱労働者の雇用安定

1 炭鉱労働者の雇用安定、炭鉱離職者の再就職が確保されるまで、人員整理と労働条件

件の切り下げを伴う合理化計画の遂行は中止する。

2 賃金、その他の労働条件の低下を企図する第二会社または租鉱権炭鉱の設定は禁止する。

3 坑内作業に従事する労働者は直接雇用に限ることとし、組夫、臨時夫等の間接雇用は特定指定箇所を除き禁止する。

二、最低賃金制の確立

石炭産業を魅力ある職場とするための基礎となる最低賃金制を確立する。

三、総合エネルギー政策の確立

石炭、電力、石油、ガス等エネルギーの総合政策を樹立し、国内エネルギー源としての

石炭の地位を確立するため、エネルギー基本法を制定し、行政機構の一元的強化を図る。

#### 四、生産、流通構造の近代化

- 1 生産体制を集約するため、錯綜鉱区を整理統合し、休眠鉱区を大規模、総合的に開発する。
- 2 生産の近代化をはかるため、立坑の開発、採炭、運搬系統の機械化を積極的に推進する。
- 3 複雑な流通過程を整備し、価格の安定を図る。
- 4 中小炭鉱の近代化、協同化を促進する。

#### 五、需要の拡大

- 1 現在進められている五五〇〇万トンの合理化計画では、石炭生業の安定と、炭鉱労働者の雇用と生活の安定を期することはできない。石炭需要の拡大政策を積極的に推進すべきである。
- 2 エネルギー消費革命のなかで、石炭需要を拡大する道は、石炭火力発電を大規模に建設することである。このため、産炭地発電を強力に推進する。

石炭労働者の雇用安定について申入れ

日本社会党

石炭産業の危機により、その犠牲をとともにうけている炭鉱労働者は、いまや重大な決意のもとに、雇用と、石炭産業の安定を永めて、強力な闘いを組むにいたっている。事態をこのまま放置するならば、深刻な社会問題に発展していくことは明らかである。

わが党は、この緊急課題をまず解決することが、政治の衝にある者の責務であるとの立場から、今国会に「炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案」を提出しているところであるが、いまだに、一回の審議もなされていないことは、極めて遺憾である。政府、ならびに与党は、直ちに同法案の実質審議に入り、参考入をよぶ等、慎重審議を行な、早急に採択するよう特別の配慮を講じて、炭鉱労働者の雇用不安を一掃すべきである。右申入れる。

昭和三十七年三月二十二日

## 貿易政策 (三七・三・二八)

### (一) 基本方針

- 1 日本経済に至大の関係を有する貿易については将来を通じてるべき原則を確立する。
- 2 その原則の上に、対米貿易 EEC 対策などの偏向と欠陥を是正し、社会主義圏との貿易拡大を強力に推進して貿易構造を改革するとともに、貿易と経済協力の長期的な後進国援助により、アジア、アフリカ諸国の社会経済建設に協力する。

三、国内産業政策については、中小企業労働問題などの国際批判を解消する措置をとりつつ重要産業の社会化方向を推進し中小企業基本法を成立させる。

四、右により貿易産業行政などの全般について構造の改革を行い日本経済不安定の重要な要因である国際収支の長期に亘る安定と発展に寄与する。

### (二) 貿易の根本原則は次による

- 1 対等互恵相互尊重

米国との片貿易や、東西の差別政策を排する。

## (2) 貿易構造の改革

東西貿易、対欧、対アなどの貿易を拡大して、多面的に貿易構造を改善し、その彈力性と独自性を保つこと。

## (3) 中小企業貿易の発展

圧迫され、縮少の危険のある中小企業の保護と発展のため、その組織・金融など各方面に亘って、改善をはかりつつ独占大企業の抑制をし、経済の二重構造の解消へ前進する。

## (4) 國際信用の向上

各種の国際的批に対し、低賃金政策の是正、諸条約の批准、輸出検査の強化など国際信用を向上する。

## (5) 中立政策と貿易

積極中立外交政策の基礎の下に、東西諸国は勿論、中立国諸国と提携し、アウタルキー的傾向のブロック貿易を是正せしめる。

## (6) 後進国への経済協力

和榮の精神をもって、民衆と生活に結びついた教育、医療、中小企業、技術訓練などから始め、長期的展望で、着実な経済と生活の向上を援助し、その角度において、貿易を行う。

## (7) 国内産業と行政

国際的競争の激化に対し、過当競走と二重構造の解消などのため、根本的には重要産業の社会化と中小企業の保護発展の基本法成立をする貿易行政の一元化と港湾の充実整備をする。

## (三) 対外貿易政策

### (1) 対米貿易

一、片貿易の是正について勇敢に要求し、必要あるば輸入市場の転換を行う。  
二、対日輸入制限のつ回を求める。  
三、EECと米国との交渉に参加を求める。

四、日米通商航條約はこれを破棄し、具体的諸条項について、眞の平等の條約を締結する。

五、太平洋共同市場構想に参加しない。  
(2) 社会主義圏との貿易

一、対立関係と差別政策を改め、貿易原則による全面貿易をする。

## 二、共同声明による中国との貿易拡大に当面の全力をつくし、政府間貿易協定を締結する。国交の回復、全面貿易の再開へ前進する。

## 三、日韓会談を中止し、南鮮に對する經濟進出を厳に抑制し、最少限次の原則によるものと止める。

(1) 民衆の生活向上を齎すもの  
(2) 南北統一を阻害しないもの

## (4) 政府の援助と将来政府への肩代りをしないもの

北鮮についても、當面右の原則迄、現行の差別的制限をやめ、決済上の差別制限を改め、日朝間の人々の往来をみとめ、遂に次全面貿易を行う

## 四、ベトナムとの貿易差別をやめて、日越関係の正常化をはかる

五、モンゴル人民共和国との間に、速やかに国交の樹立をはかる  
六、日ソ間の政府間協定を強力な長期貿易協定とするようにつとめるとともに、平和条約の早期締結により、その基礎を確保する。

## 七、全東欧諸国との国交関係を正常化し、貿易振興上の措置をとる

### (3) 中立国との貿易

八、未承認国に代表部を設置させる  
一、非同盟諸国に、その経済會議を提唱し、一、各地域ブロック経済のアウタルキー的傾向を打破し

## 二、中立国間の貿易を拡大円滑にし

### (4) 後進国との貿易と経済協力

各般の努力を行う  
一、和榮の精神をもって、後進国との経済協力と貿易を行う  
二、エカフエのアジア経済協力機構構想、岸内閣以来の後進国対策などについては、次の原則によつて対処する  
イ、中立政策を基礎とし、中国を含める  
ロ、教育、医療、中小企業、技術訓練など後進国に適當な経済発展と生活水準

一、内外最近の経済情勢の急激な推移は、党の

貿易政策を確立する必要がある。

## 貿易政策の確立について（三七・二・一九）

の向上を当面の中心におき、大規模鉱工業に関しては次段階とする。

ハ、後進国の長期経済計画を尊重する

三、長期信用供与、賠償、海外投資、訓練

指導協力、開発技術協力、貿易協力、国際援助機力などについては、東西対立の激化を育すものではない

四、国際的な経済援助機構の運営などについても以上の立場で協力し拡大強化をする

四、国内対策

(5) 対欧貿易その他の問題

一、EECと加盟各国に対し、貿易交渉を行ひ、対日輸入制限的な諸問題の改善を求める

二、ガット三十五条の採用てつかいを各国に強力に要求する

三、ココムの解消要求乃至脱退をする

(4) 国内対策

(1) 十月から予定される九〇%自由化を大幅に延期しつつ、自由化の国内的的前提諸条件を急速度に整備する

(2) 将来の国際的な産業の分業化、再配置、自由化、関税のてっぱい傾向などによる国

内産業の重大な影響を考慮しつつ、重要産業の社会化、中小企業基本法の制定による経済構造の改革をすすめる

(3) 関税政策を改めて再検討を行い、国内産業保護を総合的立場で確立する外資法を改悪しない、外資による外国資本の企業支配の傾向を是正する

(4) ILO諸条約の批准を続々行い、最低賃金法を整し低賃金を打破しつつ、国際信用を向上させる

(5) 港湾設備の改善を飛躍的に行う、港湾行

日本經濟は国際收支の危機と設備投資の過剰から逆転し、ことし一杯はつづきそ�である二十八年、三十二年そして今度と三回に亘る金融引きしめは、改めて、われわれの眼を国際收支にむけさせる

解 そして、貿易政策の確立が長期にわたる日本經濟の課題であることを痛感させる、その意味において、貿易状勢の分析がこれである

政の渡難多岐で、官僚の割拠主義の策となつてゐる状態を打破し、合同庁舎の建設から、港湾行政の単純化を断行する

(6) 港湾労働法の制定を通じて、非近代的な労働部面を改善する

(7) 中小企業貿易のために

(1) ゼトロを改組し、中小企業に重点をおかせる

(2) 中小企業貿易センターを中央に、各府県に中小企業センターを設置し、貿易に関するあつせん相談を強力に行う

(3) 国産品優先使用に関する立法を行うとともに、之に関する広汎な国民運動をする

(4) 中小企業の貿易金融を拡大する

(5) 日本經濟の発展と貿易の関係から次の問題に力をそそぐ

(1) 重機械輸出の振興

(2) 右以外の輸出市場確保のための海外投資の推進

(3) 原材料の安定的確保

(4) 輸出大幅超過因に対する一次產品買付けによる市場確保（この場合国内産業との関係を配慮する）

(5) 以上の諸政策を行うとともに次の措置をする

(1) 貿易振興予算の飛躍的増額をする

(2) 輸銀、基金及び輸出保険の機能の再検討と資金の増額を行ふ

(3) 信用調査機構の整備拡充をする

(4) 海外技術センターの増設

(5) 國際見本市を東西と国内において開催する

(11) 産業移民政策については別に対策を樹立する

(一) EEC(歐州共同市場)の発展は、日本との貿易に今後重要な影響を与えることが予測される。

(二) 米国がEECとの接近を考慮し、新互恵通商法案を通過させようとしているが、そのことは近い将来直接日本産業に重大な影響をもたらすであろう。

(三) 十月に迫る自由化九〇%の実施と、今日行なわれている金融引きしめとの矛盾は、更に国内産業に大影響を及ぼす。

(四) O A E C(アジア経済協力機構)への加入要請と、他方太平洋共同市場構想はともに日本の今後の貿易構造について、長期に亘り決定することとなる。

(五) ひるがへって、党の貿易政策は次の点について不充分な点がある。

(1) 外交政策が先行して、貿易政策の面から基本的検討が不充分である。

(2) 池田内閣の経策政策の失敗が焦点となつてゐるが、その対策としての輸出促進と輸入抑制について検討が不充分である。

(3) 後進国援助についての政府との相違点が明らかでない。

(4) 日韓交渉が経済面で重要な発展を予測されているが、これを更に追求する必要がある。

(5) これらについて、国内の各界に与える影響について、党の宣伝が不足である。

## 二、国際貿易の最近の特徴を二三列挙すれば次の通りである。

(一) 世界市場の二分裂がされている併し少しづつ、東西貿易が増加している。

(二) 資本主義市場が狹少化している上に米国経済の不振と、欧州共同市場の発展とが国際貿易に顕著な変化をみせている。

(三) 貿易が、地域経済ブロックを中心に行なわれるようになり非ブロック国の焦慮がある。

(四) 先進国と後進国——工業生産成長率と、原料農産物需要率とのギャップが拡大し、後進国は貿易不振にならんでいる。

三、日本の貿易の基本的特徴は外交政策の膝下にあることであるが具体的には次の通りである。

(一) 不均衡貿易と奇型的市場である輸入原材料をアメリカに、輸出市場を東南アンドアメリカに託しているが、これは慢性的な対米

入超と、対東南ア出席を抱蔵している。

(二) 東西市場の遮断によって、多角貿易できない。

(三) 高い経済成長率と人口増加率は、国内の有動需要不足を圧力として、輸出の拡大を、また、国内資源で足を圧力として輸入の拡大をもたらす、しかし、国際収支が隘路となつてデフレ政策への逆転という矛盾のある循環をくりかえす。

(四) 輸出構造が二重性となっている、即ち、先進工業国へは比較的、高資本集約度製品が少く、後進国へは、低資本集約度製品が多い、つまり大企業製品は比較的後進国を、中小企業製品は比較的先進国へ輸出している。

(五) 日本産業のもつ經濟の二重構造は戦前戦後も原則的に変りない。貿易も、このしくみで、低賃金と労働集約的收奪の上に、行なわれ、貿易の成果も、一層格差の増大を大きくなっている。

貿易の行政と機能も、官僚と大企業に收められてその複雑にして多岐な方式は貿易の著しい障害となつてゐる。

## 四、三十七年度の輸出見通し(閣議決定)について、われわれは政府の現状の経済政策では不可能と考える。

注 輸出 四十七億ドル

(前年対比一四・六%増)

輸入 四十八億ドル

(前年対比一・六%減)

その理由は(1)アメリカの景気はそれほど好転せず、バイアメリカン政策は緩和されない、鉄鋼ストは期待することに間違いがある。一四・六%の輸出増をみこむために、(2)は、アメリカ輸出は二〇%増を必要としようが、困難であろう。

(1) 東南ア向輸出は、計画でゆけば一五%

以上の増が必要であろうが、外貨事情が悪し、欧米諸国との競合がつよい。

(2) 欧州は、対日制限の緩和が実行されれば若干の増であるが、他方ドイツをはじめ

め景気調整の気運があり、EECの動きがある。

輸出がのびず、輸入の抑制という形がある。

貿易に影響をもたらし、国内景気の回復をおくることとなる。

### 五、EECをめぐる諸問題について

(1) EECは数年来飛躍的な発展をし、将来の政治統合迄話題にのぼっている。英國は加入を決意し、米国は新互恵通商協定法によつてそれと接近しようとしている。

(2) 併し、EECの発展は、混合関税、対日通商政策の一元化によつて、むしろ、対日輸入の制限となる傾向がつよい。

すなわち、ガット三十五条採用などの対日差別待遇国に加入各国の線を合せるおそれがある。

(3) (英國では一八五品目、フランスでは三九〇品目、イタリア三〇〇品目などが現在差別待遇を行つてゐる) (既に陶磁器、ミシンについて混合関税を適用することが検討され、一二二%ときまつて引上げようといふ案が六五乃至一二二五%に引上げようといふ案がたと伝えられる)

(4) 米国は本年六月期限のきれる互恵通商法の改訂を機会に貿易政策の変化が考えられたようである。

その骨子は(1)大統領の関税引き下げ権限を現行の二〇%から五〇%に拡大し、特定品目については、関税全廃の権限を大統領に与える。(2)輸入が一定限度をこえ、被害をうける産業がでた時は、転業を促進するため金融、技術上の調整を行う)といふにある如くである。

米国は国内の反対を説得し、これによつて、共同市場からの関税譲許をかちとり、アメリカの輸出の一九% (六一年)をしめる。共同市場からの締め出しを回避し、同時に将来英國が正式参加する時に備えようというにある。

この交渉はEECと米国との交渉であるが最恵国待遇によつて直渉日本が影響をうける日本の利益が直接考慮されることなく行われる交渉は政府として放置されるべきでない。

四 然るに日本は、十月の自由化を前にして関税率の引上げ分が多い法案を国会に提出している産業界もその雰囲気である。

若し、米国が右の法案通過を基礎として、関税の大引下げを行つたら、米国

産業の変革は元より日本産業は多大の影響は不可避となろう (日米の最恵国待遇の関係から)

自由化の波を関税で防ぐことができないからである。

(5) 佐藤通産相は二月十五日の経団連の欧州共同市場問題特別委の会合で「政府はこの

ような産業構造の再編成につれて生ずる混乱に対し、長期的視野に立つて強力な援護措置をとりたい、フランスが年間一五〇億 Franc を産業転換に支出し、ケネディ大統領が一般教書で産業転換への助成、補助を強調したのも、このためで、わが国も必要があれば、産業換転のための特別の資金措置を考える必要がある」と語つて事の重大性を告白している。

(6) EECの目ざす一つの問題である国際商業については日本の産業の将来についても重要であるここに佐藤発言の主旨があると推定される。

### 六、対米貿易諸問題について

(1) 如上の米国のEEC接近が、将来にかけて米国貿易政策の重要な問題であるから、日本が要求する基本的な貿易改善が大幅にみたされる可能性は少いといつても良い。センイ製品の賦課金の問題すらも、新互恵通商法に対する保護貿易論者説得のための道具に供される可能性なしとしない。

(2) 米国は非公式に日本側に、米加日の三国を基礎として、蒙、ニュージーランドを加え更にアジア諸国を追加する「太平洋共同市場」の結成を協議していると伝えられる。併し、これは明らかに日本の要求をみたす立場ではなく、自己に有利な日本及びカナダ市場を確保しておくとともに、日本をして、中国や東側と貿易をなさしめない防

禦措置であろう。

日本政府はガットを通じて経済のブロック化は排他貿易の傾向があると指適してき

たがこんこの問題について方針変更をする  
こととなるアジア共同市場も然り。  
（漫生内は村井貿易について（作年一九

(三) 慢性的な效果片貿易について(昨年一九

分の一である。六億ドルの赤字、ほぼ同期間の日本の総合貿易収支の赤字も約六億ドルであることに注意されたい）は、箱根会談において、米側から、（イ）日米間のみのバランスは無理であって他国への輸出をふやせ、（ロ）この対米入超と赤字は日本経済の急激な成長が原因で米国の責任ではない、（ハ）米国が自由世界の援助とドルの維持のために支出していることを忘れるな——と反論をうけ、池田内閣は退いてしまった、日米安保体制下における力関係でもあろう。

障害される危険が生れる。英

利益は工業国に、後進国は工業化が反って

的な共同市場的な結びつきは構造的に輸出超過国と輸入超過国とか慢性化する危険があり、豊富な通貨資金が供給されない限り、

後進国援助は、米国の主張により、西側諸国へ肩代りがされ、米国自身も贈与より援助に転換され、又後援国も軍事よりも經濟援助を求めているが、基本的には後進国の国際收支の赤字解消をするためには、資本援助とともに貿易条件の改善がされなければならないであろう。

七 東南アジア貿易について

加率を示している。一九五一

(+) 最近エカフエによるアジア経済協力機構

(O A E C) 設立の動きが具体化し日本に  
対し、協力の要請があつたが、政府はこれ  
に積極的な賛意を表しつつ、他方、米国と  
太平洋共同市場構想とにらみ合せ、与党内  
においても、協議中である。

日本産業への影響を留意しなければならぬ。

アジア地域における経済ブロック問題の推移は、一つは日本の保守党内閣が数々提案した問題であり、その代表的なのは岸元総理の「東南アの資源と、日本の技術、アメリカの資本」という大東亜共栄圏的なものであって、その度毎に、表面上は時期尚早、裏面は、利益をうけるのは日本だけとか、軍国主義の残碎として、うけ入れられなかつたものである。

他方は一九五九年以後の東南アで、現地側からで來た動きである。しかし、これをマラヤ、フィリッピン、タイなどの国々の提唱である。

日本における東西貿易は外交政策の制約をうけて、充分な発展をしていないが、それでも昨年は急激に増加した輸出入総額でみると、昨年上半期で前年同期と比べ連一六三% ポーランド一五六% チェコ一五〇% ブルガリア二〇三% ハンガリー三六五% 東独五七九% 中國八三% 蒙古六九% 北朝鮮七二一% 北ベトナム九三% である金額では一億二〇一八万ドルであ

(三) 東西貿易団体では最近長期の展望計画を策定しているが、国家間の関係が正常化し、政府間の貿易協定がむすばれてお互に保障しながら全面的に貿易が行われた場合の推定を次の様にしている。

ソ連 十億ドル 中國 九億六千万ドル  
ベトナム一億ドル 朝鮮 二億ドル  
東欧その他 五千万ドル

計 二十三億一千万ドル

(四) 一九六〇年の日ソ貿易は、はじまって以来の最高を記録した、昨年八月東京のソ連

見本市でソ連代表は約二億ドルの対日買付希望リストをおいて帰った、拡大の可能性は、シベリア開発を含んで確実である。

(五) 東欧貿易は、現在ポーランド、チェコ、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーとの間に通商協定が結ばれているが昨年は夫々二倍乃至一三〇〇倍と激増している。

(六) 六アジア社会主義圏との貿易も激増しているが日本の外交がその飛躍の障害となしている。

国連の中国代表権問題で中国を、日韓会談で北朝鮮を、南ベトナム、ラオス問題で北ベトナムを刺激している。

### 九、中國貿易について

一、昨年八月の周总理のよびかけで、同年十一月以来、昨年九月迄に輸出一八二〇万ドル輸入一八四八万ドルが成約し、取扱い友好商社は八十九社となっている。(中断前四〇〇社)

### 十、日韓問題と貿易について

#### 一、米国の推進による日韓交渉が行われている中で、日韓貿易が重要視されつつある。

- ① 政治三原則並びに貿易三原則に基づく友好取引には中断はありえない。
- ② 重要な物資の取引に発展する情勢のなかで本年以後、「長期取引」を具体的に検討する。この場合、延払いとバークー決済の制度をみとめあうことが希ましい
- ③ 技術協力の相互交換の可能性についての合意
- ④ 中国側の公司代表の訪日の可能性についての合意
- ⑤ 見本市(商品展覧会)の相互交換の可

#### 能性についての合意

(六) 互恵平等の原則による日中両国の経済交流が主軸となって、やがて全アジア地域の経済交流の発展に重要な役割を果して必至の努力をしている、しかし中国側の対日貿易原則は池田内閣の中国敵視政策をやめさせることにあることはいう迄もない。

#### 三、西欧各国は中断していた日中の貿易が各にゆるみ始めるのを自国への影響を恐れることの確認

が考えられ、その中は米国からの転換によって、安価な輸入が期待できる。

#### 四、輸出市場としての中国は

重化学工業製品—重機械 鉄道車両機材  
産業機械 鉄鋼 化学肥料 セメント

#### 輸入市場としての中国は

鉄鋼石 塩 石炭 大豆 石油

(一) 日本政府は中国を敵視してはならない、何となれば中国は日本を敵視していない。

(二) 米に追随して二つの中国を作る陰謀に加担しない何となればわれわれは二つの日本をみとめていない。

(三) 日中関係の正常化の発展を妨げてはならない、何となればわれわれは十日両国の正常化の発展を支持してきた。

#### (一) 貿易三原則 (二) 政府間協定 (三) 民間の契約 (四) 個別的な配慮

(1) 軍事的なものは差控るべきであるし、(2) 国の財政資金は直接間接に触資されることについてはとくに

はない、新聞によれば水力発電所の計画は韓国政府の承認があり、其他日本の民間及政府の交渉がつづいている。

三、他方日朝貿易は昨年四月直航ができるようになってから、順調な伸びをみせ、輸入では銑鉄、耐火材、亜鉛鉱、農水産物、輸出では鉄鋼、機械、タイヤ、電線などが主で、仲介貿易も小麦アルミ地金など行われる技術者貿易関係者の往来がみとめられず直接決済も許されていないがこれが打破されるならば急速に発展すると考えられる。

四、南北朝鮮の貿易は、日韓交渉の推移に大きな影響をうけることは論をまたない。

#### 十一、第二次関税改正について

(一) 政府は、E E C の発展、米国の新互恵通商法案の展望を将来のものとして、当面の十月自由化九〇%に対処するため、第二関税改正を国会へ提案している。

(当初予定は三八年四月迄に八〇乃至九〇%の自由化計画であったが、I M Fとの交渉経過によって、昨年九・二六日関係閣僚会議において、本年十月迄に九〇%とする旨決定した)

(二) 政府は自由化促進計画の基本方針として(1)国際収支の改善(2)産業構造高度化施策、(3)農林漁業中小企業の近代化(4)雇用対策の強化(5)関税措置の適切運用(6)差別的対日制限の解消を挙げているが、何一つ実行できない中に九〇%自由化をせざるを得ず、僅かに関税政策を世界の大勢に反して引上げ対処することとなりつある。

(三) 今回の関税改正の特徴は、次のようなものである。(1)自由化時期の決定した品目の改正(2)関税の引上げが多いこと(3)暫定税率が多いこと(4)中間段階としてのタリフ・クオーター制度が急増したこと

(5) 鉱業、農業、漁業など第一次産業や中

小企業に關係するものに集中されていること。

#### 四

i. 従つて次の諸問題が追求されねばならないこと。

(1) 自由化と金融ひきしめ、米国の貿易政策の転換などについて総合的判断のないこと。

(2) 日本産業特に第一次産業と中小企業に極めて大きい影響をもたらすに、前提条件がみたされないこと。

(3) 原油関係が、製鉄、発電事業へ還付されること。

(4) 石油関税収入が石炭対策に確実に使用されること。

(5) バナナ、パインかん詰など、差益金もなくなるが国内市場への混乱が予想されること。

(6) ガットで讓許税率しているものについてガット交渉にもち出す場合、代償が要求されると考えられること。

(7) 季節関税が我が国で始めてであるが適當であるか。

(8) 税関行政の改善が伴っていないこと。

#### 十二、世界貿易の動向の要約

(1) 資本主義国と共産圏の対立はまだ解消せず、東西貿易は年々若干の増進を見ているが、その金額は一九六〇年二七億ドルで工業国間の五二六億ドル、共産圏域内の一〇億ドルに対し二十分の一乃至五分の一程度に過ぎず、東西の対立冷戦状態が世界各の経済文化交流を阻害し、貿易市場拡大の重大な障害となっている。

している。

わが国においても、対共産圏貿易の制限を打破しない限りこれ以上国民経済の発展と成長を期待することが出来ない限界に達している。

(2) アメリカ経済の矛盾は深刻となり、成長は停滞し、国際収支は悪化し、操短のと失業が慢性化している。ソ連経済に追われ、E E C に優位を奪われ、かつての「キングオブキングス」から一介の「キング」の地位に下ろうとしている。アメリカ経済の最大の困難は国防と冷戦政策の強化から生じているとは否定できない、在外軍隊の経費

三〇億ドルをはじめ、七〇億ドルの冷戦費用を補填するため年々五〇億ドルの貿易黒字を出さなければ、国際收支が赤字となつて金が流出し、ドル価格の維持が困難となるのであり、このためにこそアメリカ政府が輸出の増大、輸入制限、バイアメリカン、シップアメリカンの政策を必死に遂行しつつあるのである。在外軍隊と基地を撤収しその冷戦政策をやめない限り、アメリカはドル切り下げの亡靈に悩まされるであろう。このよなアメリカ市場への輸出に過大の期待をかけることは誤まりであり、所得倍増計画の対北米輸出四・六倍の増加、対米輸出を全体の三〇%にあげようとする企図は当然変更しえければならない。

(3) EECは突如として第三の巨人として現われ、その経済貿易の発展が注目的となつてゐる。しかしその発展は経済の広域化の結果であり、その自由化はEEC内部のものであつて、他の地域に利益を与えるか否かは速断を許さない。最近の西欧貿易の伸長の大部は域内交易の増加によるものであり、昨年一月九月の西欧及び北米を除く他地域からの西欧への輸入を見ても前年同期に比して僅か一%の伸びでしかない。

政府与党は、大きな失敗をした。公選法案の取扱いがそれである、答申は三回に亘つて骨抜きにされ、国民の批難は、小選挙区法のときについて、自民党の独善的な考へ方に集まつてゐる、党は答申を尊重して政府案を修正し(一)高級公務員の立候補制限(二)連座制の強化(三)政治資金の規制の三点にわたつて法案を提出した。本来汚職と選舉違反者を閥僚をかかえて清潔な選挙はできるものではないのである。

先進工業国の貿易自由化は、輸入相手国の自由化か、あるいはブロック内部の自由化であつて、西欧経済の発展に甘い期待をかけることは危険である。

特にわが国が低賃金国としての汚名をなくさない限り、欧米工業国の正規のメンバーハとしての仲間入りは困難であろう。

(4) アジア、アラブ、アフリカの経済は、一部産油国を除く外、第一次産品の輸出価格の値下り、外貨の不足に悩み、強い輸入制限を行つて居る。特に最近のゴム価格の暴落の痛手は大きい。しかしこれら新興国の共通していることは、工業化と経済建設への物凄い意慾であり、織維その他の軽工業製品に代つて、機械、自動車、耐久消費材の輸入がふえていることである。

これらの国々は、先進工業国と対抗しつつ、資本主義による産業の発展は不可能であり、社会主義的政策あるいは強い国家統制の下での経済建設のコースをとるほかはないであろう。アジア、アフリカの経済建設には正常の貿易拡大のほかに紐のつかない経済援助や技術協力が必要であり、アジアの先進国としての日本の役割は重要である。

## 公職選挙法の一部改正案に対する修正案要綱

### 一、高級公務員等の立候補制限に関する事項

(1) 次に掲げる(1)(2)職に引き続き二年

以上在職した公務員は、離職後一年以内に

候補できないものとすること。

(1) 全国的に地方支分部局を置く省のうち

次の表に掲げる省の事務次官、官房長及び当該地方支分部局の事務を所掌する本省の局長

(省名) (局名)

大蔵省—主計局 主税局 管財局  
銀行局

(省名) (局名)

厚生省—医務局 薬務局  
農林省—農林經濟局 農地局  
通商産業省—通商局 企業局 重工業局

軽工業局 鉱山局 鉱山保  
安局 公益事業局

運輸省—海運局 船舶局 港湾局  
鉄道監督局 自動車局 観光局

郵政省—郵務局 貯金局 簡易保険局 電波監理局

労働省—労働基準局 職業安定局  
建設省—河川局 道路局 営繕局

(イ) 全国的に地方支分部局を置く外局たる  
府で次の表に掲げる府の長官及び次長  
(次長制を採っている国税庁、水産庁及  
び海上保安庁の次長に限る。)  
(省名) (府名)

大蔵省—国税庁

農林省—食糧庁 林野庁 水産庁

通商産業省—中小企業庁

運輸省—海上保安庁

防衛事務次官

警察厅長官及び次長

(イ) 検事総長及び最高権の次長検事

(2) 次に掲げる(イ)～(ハ)公社、公團及び公  
庫の役員(監事及び日本国有鉄道の監査委  
員会の委員を除く。)は、在職中国会議員  
の選舉に立候補できないこととするとともに、  
その職に引き続き二年以上在職した者は、  
離職後一年以内に行なわれる参議院全  
国選出議員の選舉に立候補できないものと  
すること。

(イ) 日本国鉄道、日本専売公社及び日本  
電信電話公社

(ロ) 日本道路公団及び日本住宅公  
業金融公庫、住宅金融公庫、農林漁

(ハ) 高級公務員及び公社等の役員であった者  
(公務員等と略称する)の立候補を禁止す  
ることとるので、不要となる政府原案に  
ある公務員等の地盤培養行為の制限規定  
(改正案二三九条の二第一項)及び公務員  
等に違反があった場合における当選後の当

選無効の訴訟規定(二二一条第三項)、そ  
の連座規定(二五一条の三)を削るものと  
すること。

## 二、連座制に関する事項

(1) 政府原案では、総括主宰者等の買収等の  
悪質犯についての刑事裁判の判決確定後直  
ちに失格とせず、さらに当選無効の訴訟を  
提起させその結果により連座制を適用する  
こととしているが、これを当選無効の訴訟  
の提起を必要とせず、刑事裁判の確定によ  
り直ちに当選を失うものとすること。

(2) 政府原案においては、総括主宰者(事実  
上の総括主宰者を含む)出納責任者(事実  
上の出納責任者を含む)のほか、候補  
者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が買収  
等の悪質な罪を犯した場合には、連座制を  
適用することとなっているが、親族につい  
ては、公職の候補者等と意思を通じた場合  
であれば、政府原案にある「同居」その他  
の条件がなくとも、連座制を適用するもの  
とすること。

(3) 前記(1)及び(2)の措置をとるに当たり買収  
等の悪質犯については、親族も総括主宰者  
等と同じく加重刑にすること。

## 三、政治資金に関する事項

(1) 国、地方公共団体又は公共企業体と請負  
その他特別の利益を伴う契約の当事者であ  
る者は、政党等に対し、選舉に關すると否  
とを問わざ、その寄附を禁止すること。

(2) 国又は地方公共団体から補助金、負担  
金、利子補給金等の交付又は資本金等の出  
資を受けている会社その他の法人は、一定  
期間、政党等に対し、選舉に關すると否と  
を問わず、その寄附を禁止すること。

臨時行政調査会が審議に入っている。その設立の申し合せに反する発言を会長がしたことで重ねて党は、その対策を樹立し、また党の根本方針を確立する必要を痛感した。  
そこで行政制度改革特別委員会が発足した。之は政府の審議会に解対決するものではない。われわれの考へを実現させるためのものである。

## 行政制度の民主化と行政機構改革 に対する方針（一九六一・三・一七）

総理府に設置された臨時行政調査会の発足にあたって、わが党は、同調査会が、憲法に保障された国民の民主的諸権利に立脚し、真に国民のための行政が行なわれるよう検討し、行政整理や人員整理によつて公務員の身分を侵害するよう誤った方向をとらないよう監視すると共に党としても「行政制度改革特別委員会」を設置し、積極的に現在の政治、行政機構の内部にある不合理、非能率を根本的に改革する諸施策を検討する。その基本的な目標は次の通りである。

### 基本方針

- 一、平和的行政機構の確立  
再軍備関係行政機構を廃止し、平和行政機構を確立する。平和国土建設隊設置の具体的な施策を検討する。
- 二、行政制度の民主化と自主性の確立  
行政制度の民主的運営による責任制度の改革、第一線機関の充実、優遇などにより、国民に対するサービス、事務能率の向上をはかる。
- 三、清潔な行政、汚職の追放  
行政を公開し、国民による監視の制度、監

### 查制度を改善、強化する。

### 四、行政の近代化と能率化

- (1) 行政機構―各省各機関の事務を再編成し、官僚化とセクショナリズムを解消する。
- (2) 予算、会計制度、物資調達の一元化によって事務能率の向上、経費の節約および効率化をはかる。

### 五、行政実施の計画性の強化

- 政策の企画、立案機構を充実し、計画の実行を確保する。

### 六、地方行財政制度の改革

- 中央と地方の事務及び財源の再配分を行い、同時に地方の自主性を強化する。また補助金制度を再検討する。

### 七、社会保障と教育の民主化および充実

- (1) 社会保障行政の民主化と充実をはかる。
- (2) 民主的教育機構を確立する。
- 八、政府関係機関、公社公団制度等の再検討  
(1) 政府関係機関、公社公団制度の民主的、能率的な運営を確保し、監査を強化する。
- (2) 各種審議会制度を再検討する。
- (3) 外廓団体の整理を行う。

いよいよ三党の中小企業基本法案がでそろつた。法案七八条、自民、民社夫々二十条内外である。われわれは、この法案のバックボーンとして、経済の二重構造の解消と、反独占を法案に貫ぬき、今までの社会党の中小企業に対するいはれなきデマを粉碎しようとしている。

あらためて、その三法の要旨を掲げて各方面の検討を期待する。

## 中小企業法案の要旨

### （一）中小企業基本法案の要旨

#### 一、提案の趣旨

わが国経済のなかで、中小企業は圧倒的多数

をしめ、かつ主要な割役をはたしているにもかかわらず、從来國の施策にみるべきものがなく、また一貫性がなかつた。このため今日、中小企業は極めて不安定な困窮した状態におかれている。ここに中小企業のあるべき姿をしめ、中小企業に対する政策を体系化して、抜本的な、強力な施策を遂行する必要がある。

## 二、中小企業政策の基本方針

- 1 国民経済の二重構造を解消して、經濟の民主化を実現する。

- 2 中小企業の自主的な協同化を推進し、統制はあくまで排除する。

- 3 個々の中小企業者についてもその維持発展のため直接必要な指導助成を行う。

- 4 中小企業經營の発展を助成すると同時に、中小企業労働者の所得増大、近代的労使関係の確立をはかる。

- 5 中小企業者、労働者、農民相互間の調和をはかりながら、その所得の向上につとめる。

## 三、中小企業省の新設

- 6 中小企業者に対する施策を、強力かつ一体的に遂行するため、中小企業省を新設し、中小企業大臣をおく。

## 四、中小企業者の定義

- 7 中小企業者を二つに区分し、とくに勤労事業者を分離して、政策上特別の考慮をはらわしめることとする。

中小企業者……三〇〇人以下かつ三、〇〇〇万円以下（商業、サービス業では三〇人以下）

勤労事業者……おおむね一〇人以下かつ一〇〇万円以下（商業、サービス業ではおおむね三人以下）

ただし、特定業種については、別に法令で定める。

## 五、中小企業者の組織

- 1 協同組合を基本組織とする。加入、脱退の自由、組合員の権利の平等を原則とし、設立を簡易化し、經濟事業、団体協約の締結をあわせ行なうものとする。
- 2 種類……事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境

衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合、協同組合連合会、および全国ならびに都道府県中央会。

- 3 これにともない新らたに中小企業組織法を制定し、從来の団体組織法、協同組合法、環境衛生法は廃止する。

## 六、産業政策

- 1 中小企業に適切な業種を中小企業者の事業分野として確保し大企業の進出を制限する。また官公需の二割以上を中小企業に投注させる。

- 2 中小企業貿易を振興するため、海外市場の調査、開拓の機関を整催し、貿易金融を円滑化する。また海外経済協力を指導、援助する。

- 3 鉱工業においては、大企業への従属性を脱却して、対等な関係をうちたて、下請業者に対する不当な圧迫を排除する。また中小鉱山の採鉱、採鉱を助成する。

- 4 商業においては、經營の近代化、大企業との間の取引条件の改善、製造業者・卸売業者の行なう小売行為の制限、百貨店業者の進出抑制、商店街の振興助成をはかる。

- 5 勤労事業者に対する政策

- 1 勤労事業者に対しては、とくに政策的配慮を十分にし、体质改善と協同組織化を助成、經營の近代化と所得の増大につとめる。またその労働者のための最低賃金制の普及につとめる。
- 2 信用補完制度を拡充し、勤労事業者に対する無担保融資の増大、さらに勤労所得控除ならびに家族労働者の給与所得制の確立。勤労事業者とその労働者に対する社会保険の強制適用（ただし勤労事業者の負担軽減をとくに配慮）を行なう。

## 八、金融、税制政策

- 1 中小企業者に金融機関の融資総額の一定割合以上を確保し、また金融機関の集中融資を排除する（一事業者に対し、資本及び準備金の総額の十分の一以上の融資を禁止）。災害、景気変動等に対処し、中小企業緊急救済資金を設置する。
- 2 協同組合にはすべて法人税の軽減税率を適用し、設備近代化促進のために、特別償

却制、積立て資金に対する税制上の特別措置を講ずる。

### 九、労働福祉及び社会保障政策

中小企業における近代的労働関係を確立するため、必要な指導を行なうとともに、労働福祉施設の設置に積極的な助成措置をとる。  
(社会保障政策は労働事業者に対する政策の項参照)

### 十、中小企業者と大規模事業者との間の紛争の調整

中小企業調整委員会を中心、地方に設け、中小企業者と大規模事業者等との間に生ずる紛争について、あっせん、調停、裁定を行なわしめる。

### 十一、調査及び計画…………略

### 十二、中小企業審議会

総理府に中小企業審議会を設置し、大臣の諮問に応じ、調査、審議し、かつ建議する。内閣総理大臣は、建議事項について講じた措置の概要を毎年国会に報告する義務をとる。

### (二) 中小企業組織法案の要旨

#### 一、中小企業基本法にもとづき、中小企業者の組織について定める

##### 二、組織の種類

###### 1 事業協同組合

主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

調整事業を行なう場合において同一業種については地区の重複はみとめない。

###### 2 勤労事業協同組合

その地区内において事業を行なう勤労事業者で組織するものとする。

###### 3 下請協同組合

主としてその地区内において下請により事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

調整事業を行なう場合において同一業種については地区の重複はみとめない。ただし、系列別組合相互および系列別組合と地域別組合の間の重複はみとめる。

主としてその地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者五十人以上で組織するものとする。

地区の重複はみとめない。

### 五、環境衛生協同組合

主としてその地区内において環境衛生關係の業種に属する事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

調整事業を行なう場合においては同一業種については地区の重複はみとめない。

### 六、共済協同組合

主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

一又は二以上の都道府県の区域の全部、または全国の区域とする。(ただし前者の重複はみとめない)

### 七、信用協同組合

その地区内において事業を行なう中小企業者、その信用協同組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又はその信用協同組合の地区内において勤労に従事する者で組織するものとする。

### 八、企業協同組合

個人で組織するものとする。

### 9 協同組合連合会

#### 三、事業

##### 1 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請

協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、主として次に掲げる事業を行なうものとする。

###### 一 組合員のためにする経済事業

###### 二 組合員のためにする調整事業

###### 三 組合員のためにする団体協約の締結

###### 2 共済協同組合は、組合員のために、火災、風水害、地震、盜難、交通事故、爆発等によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業を行なうものとする。

###### 3 信用協同組合は、組合員のために、金融事業を行なうものとする。

###### 4 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の業種に属する事

業を行なうものとする。

5 協同組合連合会は、次に掲げる事業の一部を行なうものとする。

一 協同組合連合会を直接又は間接に構成する者のためにする経済事業

二 会員が行なう調整事業の全部又は一部についての総合調整事業

三 その所属員のためにする団体協約の締結

四 会員が行なう共済事業の再共済に関する事業

五 会員のためにする金融事業

#### 四、調整事業

調整事業を行なう場合は、不當に差別的でないこと、一般消費者及び関連事業の利益を不当に害するおそれがないことが必要な要件である。さらに不況カルテルの場合は不況要件、合理化カルテルの場合は価格等に不当な影響を及ぼさないことが要件となる。

(1) 中小企業者以外のものが加入できる組合の場合は、調整規程は認可制とする。

(2) 中小企業者のみが加入している組合の場合、調整規程は届出制とする。

(ただし、この場合といえども独禁法の適用除外規定第二十四条の但し書、「不公正取引、不当な対価の引上げ」にふれることとなる)

(3) 価格協定については公取委の同意を必要とする。

(4) アウトサイダー規制

命令違反者には五十万円以下の罰金を適用する。

#### 五、団体協約

1 協同組合は取引条件ならびに調整事業について団体協約を締結することができる。取引関係のある相手方は団体交渉の応諾義務がある。

2 団体協約のうち、取引条件に関するものについては主務大臣の認可は不要だが、調整事業に関するものについては認可制とする。

ただし、中小企業者のみが加入している組合の場合の場合は届出でたりる。

3 系列別下請組合における親事業者との取

式関係のある組合員以外の下請事業者に対する一般的拘束力をもつ。

#### 六、中央会

中央会には理事会をおき、理事会は業務の執行を決することとする。会長は理事会の定めるところに従い業務を総理し、理事は会長事故あるときはその職務を代理する。

#### 七、政府の助成義務

1 共同施設、福祉厚生施設に要する経費の一部を補助する。

2 組合の事務に要する経費の一部を補助する。

3 組合の設置する街灯の電気料金について特別軽減措置を講ずる。

(以下細目規定は省略)

#### 中小企業省・設置法案の要旨

一、中小企業基本法にもとづき、中小企業省を設置し、中小企業大臣をおく。

#### 二、中小企業省の任務

中小企業者の組織、経営近代化、振興及び助成に関する行政事務を一体的に遂行する責任をおこう。

#### 三、中小企業省の権限

1 通常の所掌事務の遂行に必要な権限。例えれば、支出負担行為、収入金の徴収、職員の人事管理等々。

2 中小企業基本法の施行に必要な権限。例えれば、事務分野の確保、設備近代化の助成、組織化の指導、助成等々。

3 中小企業関係法（中小企業退職共済金法、中小企業組織法等）の施行ならびに、中小企業関係機関（商工中金、国民金融公庫等）に関し必要な権限。

#### 四、中小企業省の機構

1 本省には、大臣官房、振興局、組合局、経営指導局、商業局をおく。

2 地方支部分局として、中小企業局を八局設置する。

各中小企業局に振興部、組合部、経営指導部、商業部をおき、本省の所掌事務の一部を分掌せしめる。

3 外局として、中小企業調整委員会を設置する。

# 法 案

長期に亘って検討して來た漁業基本法案が完成した、その主旨とするところは、國の責任において漁業の振興をはかるうとするにあり、このために長期基本計画をたて、そして社会化への一步前進のとりでとするにある、沿岸漁業は協同化させ、これに重点的の施策をつくし、巨大資本を要する沿岸漁業はこれを公法として運営する。

## 漁業基本法案

(三七・四・一)

### 前 次

第一章 総則（第一条 第二条）	第二章 漁業基本計画等（第三条—第六条）
第三章 漁場の利用（第七条—第十条）	第四章 漁業生産基盤の整備等（第十一条—第十三条）
第五章 漁業の共同化（第十四条）	第六章 水産物の価格及び流通（第十五条—第二十条）
第七章 漁業金融の円滑化（第二十一条）	第八章 試験研究等（第二十二条—第二十三条）
第九章 漁業災害対策等（第二十四条—第二十七条）	第十章 漁業労働者に対する措置（第二十八条—第二十九条）
第十一章 漁村の生活文化水準の向上（第三十条）	第十二章 漁業行政機構及び海外漁業振興会（第三十一条—第三十二条）
第十三章 漁政審議会（第三十三条—第三十八条）	附 則

細な漁業經營の域を脱することができず、技術の進歩も阻害され、また、漁業者相互間の過当な競争が激化して、これらの漁業經營の安定が妨げられる結果となつてゐる。

更に、わが國漁業の急速な發展をささえてきた漁業の海外への進出が、公海の漁業に対する國際的な制約の増大に伴い、近年ようやく困難となつてゐることである。

最後に、漁業労働者が前近代的な労働条件の下に放置されていることである。このことは、単なる労働問題であるばかりでなく、漁業經營そのものの近代化をはばむ障害ともなつており、その早急な改善が要求されるに至つてゐる。

しかも、近年における水産行政面の施策は、大資本漁業偏重に傾き、小規模の漁業者の没落に拍車をかけている。

国は、以上の諸事態に対処し、漁業の生産力の發展を図るため各般にわたる諸施策を総合的に実施し、及び漁業における階層間の格差を是正するためには必要な措置を講ずる等により、漁民の所得を増大してその生活水準を他産業従事者のそれと均衡させるべき責任を有する。

ここに、漁業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

### 第一章 総 則

太平洋戦争後、わが國漁業は、漁船、漁具及び漁法の進歩並びに漁場の拡大に伴い、年年著しい伸長を示す至つた。しかし、その伸長は、一様でなく、遠洋漁業及び沖合漁業の急速な發展に比べて、沿岸漁業の生産性は、きわめて低い水準に停滞している。

わが國漁業の問題は、まず、漁業における階層分化が進み、その階層間の対立が激化して、中小漁業者が、生産及び流通の面において巨大漁業資本により圧迫、支配又は奪奪をされ、その漁業經營がますます困難となつてゐることである。そのため、特に沿岸漁業にあつては、零次に、漁場は、漁業者の共通の漁業生産の場であるが、その生産が個別的かつ無計画に行なわれてゐることである。

(国の責任)

第一条 この法律は、わが國漁業の構造改革を通じて、漁業生産力の發展、漁業における階層間の格差の是正等を図り、漁民の所得及び生活水準が他産業に從事する者のそれと同一水準になるよう高め、あわせて漁村と都市との生活文化水準の格差を解消するとともに、國民經濟の發展に寄与することを目

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため、国は、漁業に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

## 第二章 漁業基本計画等

### (漁業基本計画)

第三条 政府は、第一条の目的を実現するため、長期の漁業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の漁業基本計画には、水産物の需給計画、漁場の開発、改良及び荒廃の防止に関する計画、漁場の利用計画、水産資源の保護培養計画、漁港の整備計画、漁業の共同化に関する計画、水産業に関する調査試験研究及教育に関する計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により漁業基本計画を樹立するには、あらかじめ、漁政審議会の議決を経なければならない。

- 4 政府は、第一項の漁業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた漁業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

### (漁業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の漁業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の漁業年度計画を樹立し、財政

法（昭和二十一年度法律第三十四号）第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の漁業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

### (漁業報告)

第五条 政府は、毎年度、前条第一項の規定による漁業年度計画の提出と同時に前年度の漁業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の漁業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第六条 政府は、第四条第一項の漁業年度計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

### (予算の確保)

第七条 国は、漁業生産力の発展と水産資源の保護とを図るとともに公正な漁業生産の秩序を確保するため、漁場の利用について必要な施策を総合的かつ計

画的に講じなければならない。

- 2 前項の場合において、国は、中小漁業者の漁場の利用が確保されるよう特に配慮しなければならない。

### (漁業権に係る漁業の免許)

第八条 漁業権に係る漁業の免許は、原則として漁業協同組合に対して行なうものとする。

### (母船式漁業)

第九条 母船式漁業は、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下に置かれる母船式漁業公社がこれを行なうものとする。

### (国際的な漁場の利用)

第十条 国は、国際的な漁業調整が必要とされる公海における漁場の利用に関し、関係国との協調のもとにわが国の漁業者の公正な利益を図るように努めなければならない。

### (第四章 漁業生産基盤の整備等)

第十一條 国は、漁業生産力の発展を図るため、漁場の開発、改良及び荒廃の防止、漁港の整備その他の漁業の生産基盤の整備並びに水産資源の保護培養に必要な措置を講じなければならない。

### (中小漁業者の資本装備の高度化)

第十二条 国は、中小漁業者の漁業の生産性の向上を図るために、その漁船、漁具、養殖施設その他の資本装備の高度化に必要な措置を講じなければならない。

（漁業用資材等の確保）

第十三条 国は、漁業者に対し、主要な漁業用の資材又は飼料の安価な供給を確保するため必要な措置を講じなければならない。

### (第五章 漁業の共同化)

第十四条 国は、漁業経営の合理化を図るため、漁業協同組合、漁業生産組合その他の漁業者の協同組織を育成強化しなければならない。

### (第六章 水産物の価格及び流通)

第十五条 国は、生産費及び所得補償の原則に基づき主要な水産物の価格を支持し、及びその安定を図るために必要な施策を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、国は、同項の施策に漁業者の意見が反映するようにするため必要な措置を講じなければならない。

### (流通の合理化)

### (漁場の利用)

第七条 国は、漁業生産力の発展と水産資源の保護とを図るとともに公正な漁業生産の秩序を確保するため、漁場の利用について必要な施策を総合的かつ計

第十六条 国は、水産物の流通の合理化を図るため、水産業協同組合が行なう運搬、加工、保管又は販売の事業につき助成の措置を講じなければならない。

第十七条 国は、水産物の取引の円滑化を図るため、

公営の水産物卸売市場を整備拡充するための措置を講じ、特に必要がある場合には国営の水産物卸売市場を開設するものとする。

## (需要の拡大)

第十八条 国は、国民の食生活の改善を図ることにより、食料の消費構造を高度化して、水産物の需要を拡大するよう努めなければならない。

## (輸出振興)

第十九条 国は、水産物の輸出を振興するため、海外市場の開拓及び拡大、輸出秩序の確立等に必要な措置を講じなければならない。

## (輸入制限等)

第二十条 国は、水産業の安定に資するため、国内水産物と競合する外国産水産物について、関税の適正化、輸入制限その他必要な措置を講じなければならない。

## 第七章 漁業金融の円滑化

第二十一条 国は、中小漁業者に対する長期低利資金の確保を図るとともに、漁業者の蓄積資金の漁業への還元利用に必要な措置を講じなければならない。

## 第八章 試験研究等

## (試験研究及び調査の推進)

第二十二条 国は、水産業に関する試験研究施設及び調査施設の拡充を図るとともに、水産業に関する効率的な試験研究及び調査の実施を確保するため、総合的な施策を講じなければならない。

## (普及指導の推進)

第二十三条 国は、水産業又は漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導を推進するため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 (教育の振興) 国は近代的な漁業主導のない手としての人材の養成及確保を図るため水産業に関する教育の振興その他必要な施策を講じなければならない。

(漁業災害対策等)

第二十五条 国は、災害による漁場、漁港及び漁業用共同施設の被害については、その負担において、復旧を図らなければならぬ。

(漁船等の災害補償制度の整備)

第二十六条 国は、不漁又は災害による養殖に係る水産動植物の逸出、流失等による漁業者の損失が十分に補てんされるようこれらに関する災害補償の制度を整備しなければならぬ。

(漁業共済制度の確立)

第二十七条 国は、内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

ならない。

(漁船の遭難防止)

第二十八条 国は、漁船の遭難を防止するため、気象観測施設の拡充、漁船の通信設備の整備、避難港の整備等に必要な措置を講じなければならない。

第十章 漁業労働者に対する措置

(就業機会の増大等)

第二十九条 国は、漁業労働者の就業機会の増大、資金その他の労働条件の改善、漁船内の労働と生活の環境の改善等を図るために必要な措置を講じなければならない。

(社会保制度の整備)

第三十条 国は、漁民の生活改善及び漁民の生活の集団化を図り、並びに漁村における交通、通信、水道、文教、保健及び社会保障の施設を整備し、すみやかに漁村と都市との生活文化水準の格差を解消するよう努めなければならない。

第十一章 漁村の生活文化水準の向上

第三十一条 国は、漁民の所得の増大に資するため、その者があわせて営む副業の振興に必要な措置を講じなければならない。

2 国は、漁民の所得の増大に資するため、その者があわせて営む副業の振興に必要な措置を講じなければならない。

第十二章 漁業行政機構及び海外漁振興会

(漁業行政機構の整備)

第三十二条 国は、この法律に基づいて講ぜらるべき諸施策の円滑な遂行を確保するため、漁業行政機構を整備するとともに、その運営の改善に努めなければならない。

(海外漁業振興会)

第三十三条 総理府に、附層機関として、漁政審議会において外国人と協力して行なう漁業の健全な発展を図るため、別に法律で定めるところにより、政府の監督の下にこれらの漁業に関する調査、情報の提供、あつせん、連絡等の業務を行なう海外漁業振興会を置くものとする。

第十三章 漁政審議会

第三十四条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれについて内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができ

る。

## (組織)

第三十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、漁業者を代表する者及び前条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

## (資料の提出等の要求)

第三十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第三十七条 審議会の庶務は、農林大臣官房において

政府の教科書法は社会党案を押しきつて、国会を通過した。政府のそれは国定教科書に通じ、積年の野望を達する道具となるようとしている。われわれはこの法案第二十九条において「教科書の採択は、教育職員が自らの責任において行うべきものであって、学校の校長が教科の教授を相当する教員の意見をとりまとめて行う」と規定しているのである。

## 教科書法案

(三七・一・八)

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 教科書委員会(第三条・第十八条)
- 第三章 検定(第十九条・第二十六条)
- 第四章 採択(第二十七条・第三十一条)
- 第五章 発行及び供給(第三十二条・第三十八条)
- 第六章 雑則(第三十九条・第四十条)
- 第七章 罰則(第四十一条・第四十四条)
- 附則

## 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、教科書が適正に検定され、教育職員自らの責任において採択され、かつ、確実に発行供給されることを確保するため、教科書の検定、採択、発行及び供給に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の目的の達成に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「教科書」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む)、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含む)の定

処理する。

## (委任規定)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第十五条第一項の表中農政審議会の項の次に次の二号の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

漁政審議会—漁業基本法(昭和三十七年法律第二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

めることにより委員会の権限に属させられた事項を実施すること。

(組織)

第五条 委員会は、委員五人で組織する。

(委員の任命)

第六条 委員は、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者の中から、文部大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないときは、文部大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 委員は、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第七条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第八条 委員は、第六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 文部大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免しなければならない。

一 委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

4 文部大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免しなければならない。

(委員長)

第九条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に教障がある場合においては、前条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の勤務及び給与)

第十二条 委員長である委員以外の委員は、非常勤とする。

2 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十三条 委員長である委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 文部大臣の許可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 委員長である委員は在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(規則制定権)

第十四条 委員会は、法律（これに基づく命令を含む。）で特に定める場合を除くほか、その権限に属する事項を執行するため必要な手続について、教科書委員会規則（以下「委員会規則」という。）を定めることができる。

2 専門調査委員会は、委員会の諮問に応じて教科書の検定等に関する専門的事項を調査審議する。

3 専門調査委員会の所掌する事項を分掌させるため、専門調査委員に分科会を置く。

4 専門調査員は、非常勤とする。

5 専門調査委員会及びその分科会の組織及び運営並びに専門調査委員については、政令で定める。

(事務局)

第十六条 委員会に、その所掌事務を処理させるため、事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長、次長、調査員その他の職員を置く。

(職員)

第十七条 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十八条 委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

### 第三章 検 定

(検定)

第十九条 教科書の検定は、発行者又は著作権者の申請により、委員会が行なう。

(検定の基準)

第二十条 教科書の検定は、委員会の定める検定の基準に基づいて行なわなければならない。

2 検定の基準は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのつとり、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に資することを旨として定めなければならない。

3 委員会は、検定の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

(検定の申請)

第二十一条 検定を受けようとする者は、委員会規則の定めるところにより、必要な書類を添えて、申請書を委員会に提出しなければならない。

(検定の手続及び決定)

第二十二条 検定は、原稿の審査、校正刷りの審査及び見本の審査の三段階によつて行なう。

2 委員会は、検定の申請に係る図書について、合格又は不合格の決定をし、その旨を直ちに申請者に通知しなければならない。

3 委員会は、軽微な修正を行なうことにより検定に合格する見込みがあると認められる図書について、発行者は、検定の申請をした者に理由を明示してその旨を通知し、その修正をまつて前項の決定をすることができる。

(不合格に関する理由書の交付及び異議の申立て)

第二十三条 前条第二項の不合格の決定の通知があつた日から十五日以内に当該不合格の決定を受けた者は、その理由に不服があるときは、委員会に対し、当該書面の交付を受けた日から十五日以内に、理由を附して、当該不合格の決定につき異議を申し立てることができる。

3 委員会は、前項の異議の申立てを受理したときは、すみやかに、当該異議につき決定をしなければならない。この場合において、当該異議の申立てに理由があるときは、先にした不合格の決定を取り消して合格の決定をし、その旨を直ちに当該異議を申し立てた者に通知しなければならない。

(検定の有効期間)

第二十四条 合格の検定の有効期間は次の区分に従い、検定の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 一月一日から四月三十日までの間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日  
二 五月一日から十二月三十一日までの間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

(検定の失効)

第二十五条 委員会は、教科書の種目又は検定の基準の変更により、従前の種目又は検定の基準による教科書を使用することが適当でないと認めるときは、年度を定めて、その年度以降それらの教科書の合格の検定の効力を失わせることができる。

(教科書の修正)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該教科書の発行者に対し、委員会規則の定めるところにより、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(教科書の修正)

一 誤記、誤植及び明白に誤っている事実の記載があることを発見したとき。  
二 客觀的事情の変更に伴い明白に誤りとなつた事実の記載があることを発見したとき。

2 発行者は、前項各号に規定する事実の記載があることを発見したときは、委員会の承認を受けて、必要な措置をとることができる。

### 第四章 採 択

(教科書目録)

第二十七条 委員会は、毎年、検定に合格した教科書

で翌年度使用的教科書として発行者から発行の申出があつたものについて、種目、書名、使用学年その他委員会規則が定める事項を記載した教科書目録を作成し、これを都道府県の教育委員会に送付しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による教科書目録の送付を受けたときは、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会を経由して、これを当該都道府県内の各学校に配付しなければならない。

#### （教科書展示施設）

第二十八条 都道府県は、教科書の採択及び教科内容の研究に資するため、委員会の定める基準に従い、教科書展示施設を設置しなければならない。

2 前項の基準は、おおむね、市又は郡の区域ごとに二又は三の教科書展示施設が設けられるように定められなければならない。

3 国は、都道府県に対し、政令の定めるところにより、教科書展示施設の設置及び運営に要する経費につき、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

#### （採 択）

第二十九条 教科書の採択は、教育職員が自らの責任において行なうべきものであつて、学校の校長が教科の教授を担任する教員の意見をとりまとめて行なう。

2 教科書の採択は教科書目録に記載された教科書のうちから行なわなければならない。

3 教科書の採択にあたっては、教育上考慮すべき自然的、経済的、文化的諸条件を勘案し、おおむね市若しくは郡の区域をあわせた地域内の市町村立の小学校及び中学校においては同一種類の教科書が採択されるよう努めなければならない。

#### （採択の届出）

第三十条 国立、都道府県立又は私立の学校の校長

は、都道府県の教育委員会に、市町村立の学校の校長は、市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に、委員会規則の定めるところにより、採択した教科書の書名、予定使用部数その他の事項を届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は委員会規則の定めるところにより、前項の届出に基づき、当該都道府県内の各学校で採択された教科書の書名及び予定使用部数を委員会に報告しなければならない。

#### （採択の変更）

第三十一条 学校の校長は、採択した教科書の発行が行なわれないことになつた場合には、すみやかに採択の変更をしなければならない。

## 第五章 発行及び供給

#### （発行の指示）

第三十二条 委員会は、第三十条第二項の規定による教科書に基づき、発行者に対し、発行すべき教科書の書名、予定使用部数その他の必要な事項を明らかにし、かつ、価格の最高限度を示して、教科書の発行を指示しなければならない。

2 前項の価格の最高限度は、製造原価及び物価その他経済事情を参しやくして、適正に定めなければならぬ。

#### （発行及び供給義務）

第三十三条 前条の規定による指示を受けた発行者は、当該指示に係る教科書を発行し、かつ、各学校に供給する義務を負う。ただし、当該指示に係る予定使用部数が著しく少ないとその他特別の事情により発行を行なうことが著しく困難な場合であつて、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 発行者は当該発行の指示に係る教科書について、常に需要及び発行の状況を明らかにしておくとともに、相当数の予備の教科書を備え、児童又は生徒の転校、被災等による特別の需要に迅速に応ずるための措置を講じておかなければならぬ。

#### （発行保証金の供託）

第三十四条 第三十二条の規定による発行の指示を受けた発行者は、前条第一項ただし書の規定により発行の義務を負わない場合を除き、当該指示を受けた日から二十日以内に、政令の定めるところにより、委員会規則で定める発行保証金を供託しなければならない。

2 前項の発行保証金の額は、発行の指示に係る教科書の定価及び予定使用部数を基礎として算定する。

3 発行保証金は、これに相当する額面金額の国債その他政令で定める有価証券をもつて充てることができる。

4 発行者は、次の各号に掲げる場合には、第三十八条第二項の規定により国庫に帰属したものと除き、発行保証金を取り戻すことができる。

一 前条の義務を履行したことが委員会により確認されたとき。

二 供託の日から一年六箇月を経過したとき。

#### （教科書の衣示）

第三十五条 発行者は、検定に合格した教科書を発行する場所には、委員会規則の定めるところにより、委員会が行なう検定に合格した旨及び種目、書名、定価、使用学年その他の事項を表示しなければならない。

発行者は、検定に合格した教科書でない図書に委

員会が行なう検定に合格した旨を表示して、これを発行してはならない。

#### (教科書の定価)

第三十六条 発行者は、第三十二条第一項に規定する価格の最高限度をこえて、教科書の定価を定めてはならない。

2 教科書は、委員会規則で定める場合その他正当な理由がある場合を除き、定価以外の価格で販売してはならない。

#### (報告及び立入検査)

第三十七条 委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、発行者に対し、教科書の発行又は供給に關し、報告をさせることができる。

2 委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるとときは、その職員に、発行者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、教科書の発行又は供給の状況に關し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問をさせることができる。

3 委員会は、発行者に対する第一項の権限又は発行者若しくは関係者に対する前項の権限を都道府県の教育委員会に委任することができる。

4 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (法令違反に対する措置)

第三十八条 委員会は、発行者がこの法律又はこれに基づく命令に違反すると認めるときは、発行者に対して、その違反行為をやめるべき旨又は義務の履行若しくは違反行為の是正のため必要な事項を示してこれを行なうべき旨を命ずることができる。

2 委員会は発行者がこの法律又はこれに基づく命令に違反した場合において、前項の規定による措置によつては十分な結果が得られないと認めるとき、又は発行者が同項の規定による措置に従わないときは、教科書の発行の停止を命じ、発行保証金の全部若しくは一部を国庫に帰属させ、又は第二十七条の申出に係る教科書の全部若しくは一部を教科書目録に記載しないこととすることができる。

3 委員会は、前項の規定により処分を行なうときは、あらかじめ、発行者に意見を陳述する機会を与えてはなければならない。

#### 第六章 雜則

##### (職業教育用教科書等に関する特例)

第三十九条 高等学校において使用する職業に関する教科の教科書、盲学校、聾学校若しくは養護学校又

は小学校、中学校若しくは高等学校の特殊学級において使用する教科書及び中学校又は高等学校が行なう通信教育において使用する教科書に關し、この法律の特例を必要とする事項については、政令で特別の定めをすることができる。

#### (政令への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第七章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第二項の規定に違反した者

二 第三十八条第二項の規定による教科書の発行の停止の命令に違反して、教科書を発行した者

三 第三十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者

二 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十五条第二項の規定による過料に處する。

#### 附則

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第四十四条 第三十五条第一項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に處する。

#### (施行期日)

1 この法律中第二章並びに附則第三項から附則第六項まで及び附則第十二項から附則第十四項までの規定は公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から、その他の規定は昭和三十八年四月一日から施行する。

2 (教科書の発行に関する臨時措置法等の廃止)  
次に掲げる法律は、廃止する。

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)

文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)

(委員会の最初の委員の任命等)

3 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、一人については一年、二人については二年、三人については三年とする。

- 4 前項に規定する各委員の任期は、くじで定める。
- 5 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない場合においては、第六条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 6 (最初の会議の招集) この法律の施行後の最初の委員会の会議は、第十一条第一項の規定にかかわらず文部、大臣がこれを招集する。
- 7 (経過規定) 附則第十項の規定による改正前の学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部大臣において著作権を有する教科用図書は、昭和四十一年三月三十一日までは、この法律に規定する教科書とみなす。
- 8 昭和三十八年度に使用される教科書の採択、発行及び供給に関しては、なお、従前の例による。
- 9 附則第三項から前項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
- 10 (学校教育法の一部改正) 学校教育法の一部を次のように改正する。
- 11 (地方自治法の一部改正) 第百七条中「教科用図書」を「教科書」に改める。
- 12 (別表第一) 第二十二条第一項中「教科用図書」を「教科書又はその購入費」を「教科書又はその購入費」に改める。
- 13 (文部省設置法の一部改正) 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
- 14 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
- 15 (教科書法の定めるところにより、教科書目録を都道府県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に配布し、これらの学校の採択に基づく届け出を取りまとめ、その結果を教科書委員会に報告すること。) 別表第四第三号(三)を次のように改める。
- 16 (別表第一) 中「文化財保護委員会委員長」を「教科書委員会文化財保護委員会」に改める。
- 17 (文部省設置法の一部改正) 第五条第一項第十二号の一中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条同号のつぎに次の一号を加える。
- 18 (別表第一) 第二十二条第一項の表中教科用図書検定調査審議会の項を削る。
- 19 (教科書委員会) 第二十八条中「文化財保護委員会」を「教科書委員会 文化財保護委員会」に改める。
- 20 (別表第一) 第二十八条のつぎに次の二条を加える。
- 21 (教科書委員会) 第二十九条の四教科書法(昭和三十七年法律第号)の一部を次のように改正する。
- 22 (別表第一) 第二百八十二条第一項第一号中「教科用図書の採択」を削る。
- 23 (別表第一) 第二十九号の三中「教科用図書」を「教科書」に改め、同号のつぎに次の二号を加える。
- 24 (別表第一) 第二十九号の四教科書法(昭和三十七年法律第号)の定めるところにより、教科書展示施設を設置すること。
- 25 (別表第三) 第二号(四)を次のように改める。
- 26 (別表第四) 第三号(三)を次のように改める。
- 27 (別表第一) 中「文化財保護委員会委員長」を「教科書委員会委員長」に改める。



二 工業に関する学科以外の学科のための建物の新築又は増築に要する経費  
二分の一

(経費の種目)

第四条 前条各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三条各号に規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれについて、生徒一人当たりの基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の翌年度の五月一日において当該高等学校に収容される予定の生徒の数（寄宿舎にあっては、収容される予定の生徒の数）を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を一坪当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

(生徒一人当たりの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当たりの基準坪数は、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を除く。）又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて標準的な規模の高等学校においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当たりの坪数に、政令で定めるところにより、当該高等学校の生徒の数（寄宿舎にあっては、収容する生徒の数）、当該高等学校における一学級の平均収容生徒数、当該高等学校の学科の種類又は当該高等学校の所在地の積雪寒冷度に応じ必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当たりの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に当該新築又は増築を行なおうとする時における建築費を参しやすくして、文部大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、当該高等学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないとその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当たりの基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎が生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又是一坪当たりの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行なうものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 第三条各号に規定する建物の新築又は増築に係る事務費は、第五条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一條 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

(私立学校に関する補助)

第十二条 私立学校に関する国との補助については、第三条から前条までの規定を準用する。この場合において、第三条中「地方公共団体」とあるのは、「学校法人」と、第十条中「都道府県の教育委員会」であるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により国が学校法人に対し補助する場合においては、私立学校法第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

サトウの問題は、党の甘味資源対策委員会で検討を進めて来たが、此際從来から原則的に主張して来たことを具体化し法案として提出することにした。

解 国内生産の振興をはかりつつ、食糧管理特別会計で、輸入粗糖の政府買入れと壳度しを断行して、不当利益や、汚職を排除するため広汎な措置をとろうとするものである。

## 砂糖類の生産振興と 価格安定に関する法律案要綱(案)(三七・三・二〇)

### 第一 目 的

てん菜及び甘しその生産の振興を図り、これら等を原料とする、てん菜糖、甘しそ糖、及び、ぶどう糖工業の健全な発展が、農業經營の改善と農家所得の向上を促進し、また砂糖類の自給度の向上と、価格の安定を図り、国民經濟の發展に寄与することを目的とする。

### 第二 定 義

この法律における用語の意義は次の通りである。

- 一 てん菜。砂糖の製造の原料に供されるてん菜をいう。
- 二 てん菜糖。国内産の「てん菜」を原料として製造した砂糖をいう。
- 三 甘しそ。砂糖の製造の原料に供される甘しそをいう。
- 四 甘しそ糖。国内産の「甘しそ」を原料として製造した砂糖をいう。
- 五 ぶどう糖。国内産の「甘しそ」又は「馬れいしょ」を原料として製造した「でん粉」を原料として製造した「ぶどう糖」をいう。
- 六 粗糖。精製糖の原料に供される輸入粗糖をいう。
- 七 精製糖。輸入粗糖を原料として精製された砂糖をいう。
- 八 砂糖類。砂糖及びぶどう糖をいう。

### 第三 砂糖類の長期計画の策定

農林大臣は、次の要領に基づき長期計画を策定して公表しなければならない。

- 一 長期計画は十ヵ年計画として、これを前期五ヵ年計画と後期五ヵ年計画に区別する。
- 二 長期計画は、砂糖類の生産計画と、需給計画。

計画にする。

### 第三 生産計画は、てん菜糖、甘しそ糖、ぶどう糖に区分する。

1 てん菜及び甘しそ糖の生産計画については、原料であるてん菜及び甘しその生産計画を基礎にする。

2 ぶどう糖の生産計画については、原料である、でん粉の所要数量を含む。

3 砂糖類の生産計画について、原料である、でん粉の所要数量を含む。

4 施策の方向を明示する。

### 第四 砂糖類の年度計画の策定

農林大臣は、長期計画に基づき、毎年度、砂糖類の年度計画を策定し、これを公表しなければならない。

1 生産計画については、前年度における、てん菜及び甘しその作付及び生産の実績。てん菜糖及び甘しそ糖、ぶどう糖の生産の実績。原料の価格及び取式状況。生産振興のため国が行った施策。

- 1 前年度から繰越見込数量。
- 2 前年度における輸入数量と輸入価格の需給計画については、

- 3 てん菜糖、甘しそ糖、ぶどう糖の生産見込数量。
- 4 輸入見込数量。
- 5 前年度消費実積（用途別、国民一人当たり消費量）
- 6 需要見込数量（用途別、国民一人当たり消費見込）
- 7 翌年度えの繰越見込数量。
- ### 第五 てん菜等の生産振興計画
- 一 都道府県知事が、てん菜及び甘しその生産を振興しようとするときは、都道府県を区域とした、てん菜及び甘しその生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。
- 二 農林大臣は都道府県の生産振興計画が省令の定めるところにより、適合すると認めたときは、生産振興計画を承認するとともに、生産振興地域として指定することができる。
- 三 都道府県知事が生産振興計画を定めようとするときは、てん菜及び甘しその生産者が直接又は間接に加入している生産者団体の意見を聽かなければならない。
- 四 生産振興計画の策定については次の事項を含むものとする。
- 1 地域における農業生産の総合的な長期計画に関する事項。
  - 2 長期生産計画と年度別生産計画に関する事項。
  - 3 原料の集荷及び販売に関する事項。
  - 4 生産増強のための土地改良、機械化、輸送施設等生産基盤の整備に関する事項。
  - 5 試験研究、改良普及、優良種苗の生産普及に関する事項。
  - 6 製造施設の設置に関する事項。
  - 7 その他、省令で定める事項。
- 五 てん菜及び甘しその製造施設が、他の生産振興地域にまたがるときは、当該都道府県知事は相互に協議して生産振興計画の達成に努めなければならない。
- ### 第六 てん菜糖等の製造施設の承認
- 一 てん菜糖、甘しそ糖の製造施設で、政令で定めるものを生産振興地域に設置しようとする者は、省令で定めるところにより農林大臣の承認を受けなければならない。
- 二 農林大臣は前項の承認の申請が、次に掲げる要件に適合していると認められる場合には、承認しなければならない。
- 1 地域の生産振興計画に適合した、立地条件を備えていること。
  - 2 生産振興計画に基づき、生産者団体の同意が得られたものであること。
  - 3 省令で定めた合理的な製造施設の操業基準に適合するものであり、また必要な原料の確保が可能であり、又は近い将来に可能であると認められるものであること。
- ### 第七 てん菜等の生産者価格
- 一 農林大臣は、毎年政令で定める期日（四月一日）までに、てん菜又は甘しその生産者価格を定めて告示しなければならない。
- 二 前項の生産者価格は、生産費及び賃金、物価、その他経済事情を参照し、てん菜又は甘しその再生產の確保を旨として定めるものとする。
- 三 農林大臣又は都道府県知事は、てん菜糖等の製造業者が生産者価格に達しない価格で、てん菜又は甘しそを買入れ又は買入れるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その買入価格を生産者価格に達するまでに引上げるべき旨を勧告するものとする。
- 四 農林大臣又は、都道府県知事が前項の勧告を行ったときは、これを公表しなければ

ならない。

## 第八 てん菜糖等の基準価格

一 農林大臣は、毎年政令で定める期日までに、てん菜糖及び甘しょ糖の基準価格を定めて告示しなければならない。

二 前項の基準価格は、生産年における、てん菜又は、甘しょにつき、定められた生産者価格で買入れした原料並びに砂糖の製造及び売渡しに関する経費を加えて得た額を基準として定めるものとする。

三 政府は、第一条の目的を達成するため、特に必要あると認めるときは、政令の定めるところにより、てん菜糖の製造業者から、てん菜糖等の買入れをすることができると。

四 政府が前項の買入れを行うときは、てん菜糖等の基準価格によるものとする。

## 第九 砂糖類の販売標準価格

一 政府は、第一条の目的を達成するため毎年政令の定める期日までに砂糖等の販売標準価格を定めて告示しなければならない。

二 砂糖類の販売標準価格は、てん菜糖等の販売標準価格に基づき定めるものとする。

三 てん菜糖及び甘しょ糖の販売標準価格は、生産年のてん菜糖等の基準価格に、販売に関する経費を加えて得た額を基準として農林大臣が定めるものとする。

四 精製糖の販売標準価格については、政府が買入れた輸入粗糖の、売渡しを受けた精糖業者が、粗糖の買入れ並びに製造及び販売に関する費用を加えて得た額を基準として、てん菜糖等の販売標準価格を参考して、農林大臣が定めるものとする。

五 ぶどう糖の販売標準価格については、でん粉の買入並にぶどう糖製造及び販売する費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める。

六 農林大臣は、砂糖類の販売価格が販売標準価格よりも高騰し、又は高騰するおそれがあると認めたときは、砂糖類の製造業者並に販売業者に対し、砂糖類の販売についての条件及び方法等について、必要な指示を与える、又は勧告するものとする。

七 農林大臣が前項の指示又は、勧告を行つ

たときは、これを公表するものとする。

## 第十 輸入粗糖の政府買入れ並に売渡し

一 政府は、第一条の目的を達成するため、毎年度の砂糖類の需給計画による輸入計画に基づき、精製糖の製造に必要な粗糖を食糧管理特別会計により買入れする。

二 食糧管理特別会計を区分し砂糖勘定を設けるものとする。

三 政府は買入れした輸入粗糖を精製糖業者等に売渡すときは、てん菜糖等の販売標準価格を参考して、売渡し予定価格を定めてこれを入札に附さなければならない。

四 政府は、粗糖の買入れ又は売渡しにより、特別会計に利益金を生じた時は、別途にこれを積立てるものとする。

## 第十一 国の助成

一 政府は、第一条の目的を達成するため、てん菜等の生産振興計画に基づく生産基盤の整備、試験研究及び改良普及、種苗の生産及び普及、輸送施設の改善等、政令で定めるものについて、その経費を補助することができる。

二 政府は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、てん菜糖、並に甘しょ糖及び、ぶどう糖の製造施設を設置した者で、必要と認められる者に対し、製造施設等に必要な資金について特別の措置を講ずるものとする。

## 第十二 ぶどう糖生産の育成

一 政府は、ぶどう糖生産の育成強化のため農産物価格安定法に基づき、甘しょ、馬れいしょ等にん粉について必要数量の買入を行い、これを特別の価格で、ぶどう糖製造業者に売渡しを行うことができるものとする。

二 政府は、ぶどう糖製造業者に対し、でん粉の特別売渡しを行うとき、政令の定めるところにより、ぶどう糖の製造並びに販売について指示するものとする。

三 製造業者は、政府の指示に協力しなければならない。

## 第十三 砂糖価格安定審議会

一 砂糖価格安定審議会は、農林大臣の諮問に応じ、次の事項につき調査、審議する。

1 てん菜、甘しょの生産振興計画並びに

価格に関する事項。

2 てん菜糖、甘しょ糖、ぶどう糖の生産

の振興に関する事項。

3 砂糖類の需給計画並びに価格安定に関する事項。

4 その他、必要な事項。

二 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣及び関係大臣に意見を述べることができるものとする。

三 審議会委員は、二十名とし、てん菜等の生産者並びに生産者団体、砂糖類の製造並びに販売業者、てん菜等の生産、又は砂糖類に関し、学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

四 会長は委員が互選する。

五 審議会は、農林省に設置する。

#### 第十四 てん菜等生産振興地方審議会

一 てん菜等、生産振興指定地域の都道府県

知事は、政令の定めるところにより農林大臣の承認を得て、てん菜等生産振興地方審議会を設けることができる。

二 地方審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項につき、調査審議する。

1 てん菜等の生産振興計画の策定に関する事項。

2 てん菜等の生産振興計画の実施に関する事項。

3 農林大臣が定める、てん菜等の価格及び、てん菜糖等の基準価格に関する事項。

4 生産者団体が行う、てん菜等の集荷及び販売計画に関する事項。

5 てん菜等の製造施設の設置に関する事項。

6 都道府県よりの助成に関する事項。

二 地方審議会は、前項の事項に關し、知事に対し意見を述べることができる。

三 地方審議会が、知事に對し建議を行つたときは、知事は、これを公表するとともに農林大臣に報告しなければならない。

四 地方審議会委員は、〇〇名とし、てん菜等の生産者並びに生産者団体、てん菜糖等の製造業者、てん菜等の生産に関し学識経験を有するもののうちから知事が依嘱するものとする。

五 地方審議会の会長は、委員の互選とする。

六 地方審議会の設置は、都道府県の条令に定めるものとする。

#### 第十五 調査及び報告

一 砂糖類の製造業者は、政令の定めるところにより、砂糖類の製造並びに在庫及び販売等に関する報告をしなければならない。

二 農林大臣は必要と認めるとき、機関の職員をして、製造業者に対し、立入調査を求めることができる。

#### 第十六 罰則

法令に違反した者に対する罰則規定を定める。

#### 第十七 てん菜生産振興臨時措置法の廃止

一 この法律の公布にともない、てん菜生産臨時措置法は廃止する。

### 砂糖類の生産振興と価格安定に関する法律案と現行制度における問題点について

(参考資料)

#### 一 食管特別会計で砂糖の輸入を行つた場合

1 国が特別会計で買入れる場合は、輸入米や輸入小麦と同様に、輸入粗糖に対し関税

を課する必要はなくなる。

2 精糖業者に輸入粗糖の売渡しを行う場合は、国内てん菜糖及び甘しや糖の販売標準

価格を基準にして粗糖の売渡し価格を決めることから、これによって、てん菜糖等の価格安定と生産の増強を図ることができる。

3 特別会計は、輸入粗糖の売渡しにより現行の関税収入を上廻る収益を挙げることができる。

輸入量を年間百二十万トンと見積れば六百億円の収益となる。

5 これは食管特別会計の砂糖勘定の益金として別途に積立てるものであるが、食管特別会計の赤字の現状にかんがみ、砂糖勘定の益金で食管の赤字を調整することもできる。

6 輸入粗糖の政府買入れにより、精糖業者は、従来の如き超加利益を挙げることはできなくなるが、適正な企業利益は確保することができる。

7 てん菜糖及び甘しそ糖の価格安定のための買入れ措置は、現行通りに食管特別会計で行うことにする。

8 ぶどう糖の原料である、政府買上げ、でん菜の特別売渡しについても、現行の農方法によれば、食管特別会計で運営することができる。

9 てん菜及び甘しその生産振興及び価格安定の施策についても、特別会計の砂糖利益金の一部を財源に廻して措置することができる。

## 二 輸入砂糖の買入れを政府が行わない場合、当面行うべき方策について

その一 てん菜糖及び甘しそ糖及び、ぶどう糖の価格を安定させるため、砂糖消費税の引下げを行い、これに見合う輸入粗糖の関税の引上げを行うため、関係法律の改正が必要である。

備考 この場合の砂糖消費税及び関税の操作は一キロ当たり十円程度とする。

その二 てん菜糖及び甘しそ糖の生産振興と価格安定のため、てん菜糖及び甘しそ糖の

製造業者が納付した砂糖消費税から戻税を還付するよう立法措置が必要である。

備考 現行の砂糖消費税は、一キロ当たり一百二十円であるが、戻税は、一キロ当たり十円程度にすること。

その三 輸入粗糖の精糖業者から関税の外に納付金を納付させる立法措置が必要である。

備考 輸入粗糖の超加利益の納付金を、例えば、一キロ当たり五円とすれば、年間輸入量、百二十万トンでは、六十億円となる。の財源にする。

三 前各項の立法措置を行わない場合の行政措置として

1 現在の輸入粗糖の外貨資金割当の方法を改訂する。

2 てん菜糖の製造業者に対して、毎年のてん菜糖の生産数量に応じて輸入粗糖の特別割当を行い、精糖による益金をもって、てん菜及び、てん菜糖の価格安定のために充当させるものとする。

備考 この場合の輸入粗糖の特別割当は、例えば、てん菜糖の生産数量に応じ、その二分の一の数量を割当るとすれば、てん菜糖生産数量が四十万トンであれば、輸入粗糖の特別割当数量は二十万トンである。

てん菜の製造業者は、精糖業者が兼業している現状であるから特別割当を行つても輸入粗糖の横流し等の弊害はないものと思う。

## じん肺法及び関連諸法に関する改正案要綱

(三七・三・一六)

### 労働基準法の一部改正案要綱(案)

- 1 平均賃金の算定基礎を合理化し、最低保障の条件を八%○とする。
- 1 じん肺法一部改正案要綱(案)
  - 1 名称の変更。じん肺等の予防・健康管理・補償にかんする法律とする。
- 3 健康管理と予防措置について、次の項目をつけ加える。
  - イ 退職時におけるじん肺健康診断を実施

する。

口 じん肺手帳を発行し、紛じん肺作業に従事する者の健康状態を正確に把握する。

八 国は吸じん装置の設置など、紛じん対策に、積極的な援助をするとともに、研究機関の充実、就労施設の設置をおこなわなければならぬ。

4 補償は、現行労災法を基礎にしておこなうが、その場合次の諸点を改正し、またはつけ加える。

イ 療養補償は必要経費について全額補償とする。

口 療養のため、労働できない者に對しては、生活補償として平均賃金の一〇〇%を補償する。ただし、生活補償の額は、政令の定める最低補償額を下回ってはならない。

ハ ① 障害補償（又は障害給付）の第一種相当者に對して、生活補償と同額の障害補償をおこなう。なお、看護の必要なものについては、療養補償において必要な補償をおこなう。

② 現在、障害補償の対象となつてない障害の程度に對して、これを、次年の金補償をおこなう。

管理三の労働者 平均賃金の二〇%

管理二の労働者 平均賃金の一〇%

ニ 作業転換をおこなった労働者には、従業の生活条件が維持できるよう、作業転換以前の賃金と以後の賃金の差額を、作業転換補償として給付する。

口 疾病の治ゆしたものに對する復職の労働条件は、前項に準ずる。

ハ 遺族補償については、最低生活補償の六〇%とし、扶養家族数により付加給付する。

5 その他

イ 労災法附則第一五条に關する部分は削除し、厚生年金は完全併給する。

口 療養すべき症状を有する患者にして現在補償の適用をうけていない患者に對して法の適用をうけるものとする。

ハ 每勤統計における産業別労働者の現金給与総額が補償受給時の額より一〇%の変動があつた場合、スライドするものとする。

ニ 外傷性背損等の長期療養を要するものの補償については、右に準ずる。

ホ 他の職業病については、政令で指定し、その補償については、右に準ずる。

ヘ 労災法による遺族補償を一三四〇日分にする。ただし最低を百万円とする。

## 説

われわれは政府の地方税改正案に反対し、この修正案を提出した、なぜなら政府案は、低所得層に對して増税を齊し、地域間の不公平は正に意を用いていないからである。

いつの国会でも、与党のもつとも熱心なのは料理飲食税である、そこにつねに、汚職と派閥の動きがある。

地方税が、税財源再配分と、国と地方との事務の再配分に迄進まねばならぬ時期である。

## 地方税改正案に對する修正案

### 1 解説地域間の不均衡是正との税財源の再配分

(1) 地方交付税率（現行二八・五%）、たゞこ消費税率（現行一九%）をそれぞれ三〇%に引き上げ、貧弱団体への強い傾斜配分

をはかる。（たゞこ消費税については、現行の売上げ金額割をやめて、数量割とする）

一七四条、四百六十五条规定四七、四十八

## 2 大衆負担の軽減

### (1) 住民税

一、給与所得控除 ただし書方式の場合の限度を五万円に引き上げる（現行限度二万円）—三百四十四条

二、扶養控除のうち、配偶者については、控除額を八万円とする—三十四条、三百四十五条

三、道府県民税所得割を比例税率にすることは、低所得者の増税になるので反対する。

### (2) 事業税

個人事業税の基礎控除を三〇万円（現行二〇万円）に引き上げ七十二条、中小法人および特別法人に対する税率の引き下げをはかる。一二十二条。農協や生協に対する住民税、一二十五条、二百九十六条事業税の非課税や課税標準の特例を復元する。一七十二条。

### (3) 料理飲食等消費税

豪雪地帯では、一年のうち、相当の期間、活動が休止状態に入ってしまうので産業の発展がそれだけ遅れ、住民の生活速度もおくれる。政府予算が求めている時期に、それを実行することも困難である。

関係地方の圧倒的な要望に答へて、党は地域の指定、計画の樹立、審議会の設置、事業計画の作成と調整、国の負担の特例などを含むこの法案を提出したのである。

4 地方行政水準向上のための地方財源強化

(1) 消防施設税の創設

(2) ゴルフ場に関する娯楽施設利用税を一回の料金について千円に引き上げる。一現行四百円—七十一条

## 豪雪地帯対策特別措置法案（三七・三・二一〇）

### (目的)

第一条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（豪雪地帯の指定）

第二条 内閣総理大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯とし

て指定する。

2 内閣総理大臣は、豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（豪雪地帯対策基本計画の樹立）

第三条 内閣総理大臣は、関係通府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、こ

## 一、高級料理店等に対する徴税の強化—公給領収書制度の徹底—百五十五条

二、外人客に対する非課税は即時やめる。

（4）電気ガス税の税率を三割引き下げる。

### (5) 固定資産税

田畠に対する課税標準は、評価の三分の二の金額とする。評価方式については、現行の収益還元方式による。一三百四十九条

3 特権的な減免税の復元と自主財源の充実

（1）電気ガス税の大企業に対する減免措置の一割復元。一四百八十九条、四百九十条。

（2）住民税の法人税割および法人事業税の所得五〇〇万円以上の税率の引き上げ。一五一一条、五十二条、七十二条

4 地方行政水準向上のための地方財源強化

（1）消防施設税の創設

（2）ゴルフ場に関する娯楽施設利用税を一回の料金について千円に引き上げる。一現行四百円—七十一条

れを関係行政機関の長及び関係道府県に送付するとともに、公示しなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

第四条 基本計画には、次の各号に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び

(通信施設の整備に関する事項)

二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項

三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

四 雪害を防除するため必要な国土保全施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する重要な事項で政令で定めるもの

(豪雪地帯対策審議会の設置及び所掌事務)

第六条 総理府に、附属機関として、豪雪地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一 豪雪地帯の指定に関する事項

二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項

三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項

四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要な事項

審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、内閣总理大臣又は関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆衆議院が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

三 関係行政機関の職員

四 道府県知事

五 学識経験のある者

- 3 前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第二項第五号の委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- (資料の提出等の要求)
- 第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係団に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる等。
- (審議会の運営)
- 第八条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- (事業の実施)
- 第九条 基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- (事業計画の作成及び調整)
- 第十条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施について、その所掌する事項に関し、事業計画を作成し、これを経済企画庁長官に提出しなければならない。
- 2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- (基本計画の実施に要する経費)
- 第十一条 政府は、基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。
- (関係機関等の協力)
- 第十二条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならない。
- (事業の早期着工等についての配慮)
- 第十三条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情を考慮して、早期に工事に着手することができる



するものとすること。

- (2) 騒音激烈地区に新增築する学校の建物は、鉄筋防音造にすること。

- (3) 騒音激烈地区にある学校の建物の新增築及び改築の費用は、国の負担とすること。

- (4) 国の負担となる新築増築及び改築の費用の算定方法は、おおむね義務教育施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の規定の例によるものとすること。

#### 第四 共同学習所の設置

国は、騒音激烈地区及び騒音地区に居住する児童、生徒の予復習に使用するため共同学習所を設置するものとすること。

#### 第五 防音装置の設置及びその維持修理

- (1) 騒音激烈地区及び騒音地区にある学校の建物及び共同学習所には、防音装置（換気扇を含む。）を完全に施すものとすること。

- (2) 防音装置の設置費及びその維持修理費は、全額国の負担とすること。

## 医療法の一部改正案要綱

### 病院又は診療所の整備

1 国及び地方公共団体は、病院又は診療所が不足している地域について、計画的に病院又は診療所を整備するよう努めなければならない。

### 開設計画についての許可

2 公的医療機関の開設者となるものの各種共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、厚生年金保険法第七九条の施設として病院を開設するもの等が、新たに病院を開設し、又は病院の病床数を増加し若しくは病床の種別を変更しようとする場合において、それによつて、当該地域における病院の病床数が省令の定める必要病床数をこえるときは、開設、変更の許可を与えないことができる。なお、病床数の算定については、病院の機能および性格等を考慮して必要な補正をおこなうものとする。

3 都道府県知事は、前項の処分をしようとするときには、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきくことが必要である。

医療機関の発展は、社会保障全体のために結構なことであるが、都市集中と無医村の問題、公的と私的医療機関の調整などは、長期的展望をもって、なされなければならない時期にきている、政府の財政投融資や、程金で整備がなされる場合はなおさらである。

党はその意味で医療法の一部改正法を提出したものである。

### 当該地域、地域別の必要病床数の算定方法

に関する省定をきめる場合には、医療審議会の意見をきかなければならない。

### 開設計画についての通知

5 三公社、労働福祉事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団の病院開設、病床の増加または変更の場合にはその計画について厚生大臣に通知しなければならない。

### その他

6 病院等の開設の許可の要件等にかんする規定を整理すること。

都道府県知事は、前項の処分をしようとするときには、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきくことが必要である。

3 都道府県知事は、前項の処分をしようとするときには、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきくことが必要である。

## 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する 教科書の給与に関する法律案（三七・二・八）

### 目的

第一条 この法律は日本国憲法に定める義務教育無償の原則にとり、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与し、並びに私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与する経費につき、補助することとする。

### 定義

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条规定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

### 教科書の給与

第三条 国及び地方公団体は、その設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に対し、当該義務教育諸学校において使用する教科書を、各学年（二以上の学年を通じて一種類の教科書を使用する教科にあっては、当該二以上の学年）ごとに、各教科につき一種類（政令で定める教科については、政令で定める二以上の種類）ずつ給与する。

2 前項の教科書の給与は、義務教育諸学校の校長を通じて行なうものとする。

### 国の負担

第四条 国は、地方公団体の設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に係る前条第一項の教科書の給与に要する経費の全部を負担する。

### 特別区に関する特例

第五条 特別区の設置する義務教育諸学校は、この法律の適用については、都が設置しているとみなす。

私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する國の補助

第六条 国は、義務教育諸学校を設置する学校法人が

教科書法とならんで教科書を完全に無償給与する法案がこれである。今までなく義務教育の諸学校の児童や生徒に対するものである。

### 解説

私立学校に対しても経費補助により教科書を支給するものである。しかし義務教育が憲法でいはれている今日、そのような法案が話題になっているところに教育の問題がある。

### 当該義務教育諸学校の児童又は生徒に対し教科書を

給与したときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、当該学校法人に対し、その給与に要した経費につき、補助することができる。

2 前項の規定により國が学校法人に対し補助する場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定の適用があるもとする。

### 政令への委任

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

### 地方自治法の一部改正

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の二の二 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十九号）の定めるところにより、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に対し教科書を給与すること。  
別表第二第二号二十七の二の次に次のように加える。

二十七の三義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律の定めるところにより、小学校及び中学校の児童及び生徒に対し教科書を給与すること。

### 地方財政法の一部改正

3 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の三の次の次に次の一号を加える。

### の四 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する

教科書の給与に要する経費

#### 生活保護法の一部改正

4 生活法護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の

一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「教科書その他の」を削る。

盲学校聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正

5 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」の下に「（地方公團

体の設置する盲学校の小学部及び中学部の児童及び生徒に係るものにあつては、第一号を除く。）を加

## 炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案

### 目的

第一条 この法律は、一時の一量の炭鉱労働者が解雇されることによりその再就職が困難となる事態の発生及び炭鉱労働者の労働条件の低下を防止するため必要な措置を講じ、もって炭鉱労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

### 定義

第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附屬する選炭その他の業務に從事する労働者をいう。

2 この法律で「鉱業権者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

### 解雇制限

第三条 鉱業権者は、次の各号に掲げる数の炭鉱労働者を解雇（炭鉱労働者の責に帰すべき事由によるものを除く。以下同じ。）しようとするときは、その解雇をしようとする日の三箇月前までに解雇人員、

解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十年法律第百四十四号）第六条の規定による鉱業の廃止の勧告に基づいて当該鉱業を廃止する場合は、この限りでない。

炭労の政策転換闘争は四月始め第二の段階を通した、この雇用安定に関する法案は、政府のいれるところにならなかつたが、地方政府は審議会の結論を得る迄解雇しないという政治約束を行い炭労は粉闘行為をしないという約束をした、第二会社や其他の約束を含め大きな前進をした、しかし根本的再体的解決には未だ之からである、その意味において社会党によせる期待は大きいものがある。

6 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正

第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。  
第二条本文中「同法第二十一条第一項（同法第四号）の一部を次のように改正する。

第十条で準用する場合を含む。の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、「を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費」を削る。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正

第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。  
第二条本文中「同法第二十一条第一項（同法第四号）の一部を次のように改正する。

第十条で準用する場合を含む。の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、「を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費」を削る。

2 前項の解雇制限補給金の額、支給方法その他必要

な事項は、政令である。

#### 坑口使用の禁止

第五条 労働大臣は、鉱業権を譲り受け又は租鉱権を設定して石炭の掘採事業を営む鉱業権者が、従前の鉱業権者に雇用されていた炭鉱労働者を従前より低い賃金その他の労働条件で雇用して当該事業を行なうとするものであると認めるときは、当該事業に係る坑口の使用を禁止することができる。

#### 間接雇用の禁止

第六条 鉱業権者は、その者が直接雇用した労働者でなければ、その事業に係る坑内作業に従事させてはならない。ただし、立坑開発その他労働省令で定める作業に従事する労働者は、この限りでない。

#### 炭鉱労働者雇用安定審議会

第七条 労働省は、炭鉱労働者雇用安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、炭鉱労働者の雇用の安定に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

4 委員は、炭鉱労働者を代表する者、鉱業権者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、炭鉱労働者を代表する委員及び鉱業権者を代表する委員は、各同数とする。

6 委員は、非常勤とする。

#### 労働省令への委任

第八条 前条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

#### 罰 則

第九条 第五条の規定による労働大臣の命令に違反して坑口を使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

## 声明・申入れ

### 尹大統領の辞任についての党声明

社会党はこれまで一貫して、朴政権は軍事クーデターによる非合法、非民主的な政権であるから、これとの日韓会談は即時中止すべきであると政府に要求してきた。

これに対し、政府は、張勉時代の尹漕善大統領がひきつづき在任していることを根拠に、朴

第十一条 第六条の規定に違反して、直接雇用した労働者以外の労働者をその事に業係る坑内作業に従事させた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### 施行期日

1 この法律は、公希の日から施行する。

##### 労働省設置法の一部改正

2 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法（昭和三十七年法律第二百六十二号）に基づいて、炭鉱労働者の解雇を承認すること。

第十条第一項第四号の二の次に次の一号を加え、同条同項第八号中「及び身体障害者雇用促進法」を「身体障害者雇用法及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法」に改める。

四の三 解雇制限補給金の支給に関すること。

第十三条第一項の表中身体障害者雇用審議会の項の次に次の一項を加える。

炭鉱労働者雇用安定審議会—労働大臣の諮問に応じ、炭鉱労働者の雇用安定に関する事項を調査審議するこ

と。

#### この法律の失効

3 この法律は、公希の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

政権を採來民政移管までの合法的な暫定政権であるとの見解を固執してきたが、

今回の尹大統領の辞任によつて、従来の政府見解の根拠は根底からくつがえされることになつた。

朴政権が、社会党の主張するごとく非合法政権であることが明白となつた今日、政府が、朴政権を朝鮮における唯一の合法政権とみなして

おし進めている日韓会談を、即時中止すべきことを、ここに改めて要求するものである。

一九六二年三月二二日

日本社会党

輸入を強く反対した。

**炭鉱労働者の雇用安定について申入れ**

石炭産業の危機により、その犠牲をとともにうけている炭鉱労働者は、いまや重大な決意のもとに、雇用と、石炭産業の安定を求めて、強力な闘いを組むにいたっている。事態をこのまま放置するならば、深刻な社会問題に発展していくことは明らかである。

わが党は、この緊急課題をまず解決することが、政治の衝にある者の責務であるとの立場から、今国会に「炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案」を提出しているところであるが、いまだに、一回の審議もなされていないことは、極めて遺憾である。

政府、ならびに与党は、直ちに同法案の実質審議を重ね、早急に採択するよう特別の配慮を講じて、炭鉱労働者の雇用不安を一掃すべきである。

右申入れる。

昭和三十七年三月二二日

### 麦芽輸入に対する申し入れ

昭和三六年度産大裸麦は、その面積において約十五万町歩の減反をみ、さらに昭和三十七年産大裸麦についても同様大幅な減反が見込まれ、政府の減反政策と相まって急速な衰微をみて、これがこれにかわる転換作物はいずれも低価格乃至は不安定のため転作できず、農家経済を圧迫している。

とりわけ最近需要が急速に増大しているビル麦についても、系統共販のものを差別扱いするなどビル四社と生産農民との取引き方法がきわめて不合理であり且つ低価格でもあるため、大裸麦からの転換生産が思うにまかせず、いたずらに麦芽の輸入にまつ結果となつていい。

昨年ビル四社が政府に大量の麦芽輸入を申請した際、わが党は国内麦優先使用と、ビル麦の飛躍的増産を期する立場から、たまたまひらかれていた三十八国会でこれをとりあげ麦芽

張を尊重するが、当面原料麦芽が不足してビル製造に支障をきたすので今回に限り輸入をみとめることとし、以後は国内麦芽製造施設を拡充して輸入はしないこと」との方針をあきらかにしひール四社もこのことを了承して輸入を行なつた。

しかしに、今回ビル会社は六万五千トン（ビル麦換算で約百四十万俵）におよぶ多量の麦芽輸入を政府に申請している。

これは昨年の麦芽輸入の際の制約条件を無視するビル四社の背信行為であり、また国内ビル麦生産を軽視してきた政府の怠慢の結果である。

政府は麦芽輸入をみとめることなく、麦作の総合的な振興対策の立場からビル麦取引価格の大帽引下げ、系統共販による取引方法の合理化推進等を積極的に指導し、国内ビル麦の増産措置をすすめるよう強く要望する。

一九六二年三月二二日

日本社会党

### 私鉄運賃値上げに関する申し入れ

一、政府は私鉄大手の大幅運賃値上げを実施しようとしているが、これは政府が公約している物価抑制の基本方針に反しているばかりでなく、所得倍増計画が全くウソであることを改めて証明している。

一、政府は私鉄は例外だといつてはいるが、例外々々でつぎつぎにあげていたのは、例外は例外でなくなるし、これによつて苦しむ国民生活の方には例外がないことを知るべきである。

一、また私鉄大手は、現在一割以上の利益配当を行つており、値上げする根きよは全くないし、輸送増強は、その公共性からいって、大衆の負担でやるべきでなく、政府の責任において措置すべきである。

一、政府が今回、公約を裏切つてまで、敢えて値上げ実施にふみ切ろうとしているのは、政府が近く立てようとしている物価安定総合対策の実施以前に、あげるものはあげてしまつておこうという策謀に外ならない。

以上の理由により私鉄運賃の値上げは取り止めるべきである。

右申入れる。

昭和三十七年三月十五日

日本社会党

内閣総理大臣 池田勇人殿

昭和三十七年三月二日

内閣総理大臣 池田勇人殿

## 駐留軍労務者の不当解雇に関する申し入れ

日本社会党中央執行委員長

河上丈太郎

日本社会党駐留軍労務者

対策特別委員会委員長

吉田法晴

日本社会党中央執行委員長

福岡板付基地における食堂雇員についての米軍の一方的な不当解雇通告は、当該労務者は言ふに及ばず、日本全国の米軍基地に就労する諸機関労務者に極度の不安を与えていた。これら諸機関労務者の雇用に関する在日米軍と日本国政府との労務協約は、昨年十一月一日をもつて、日本政府による雇用に切替えられ、雇用等の人事措置は、法律上の雇用主である日本政府がすべて措置することによって発効することが協定されている。それにもかかわらず、今回の板付基地の例にみられるように、解雇措置は、米軍直接雇用の当時と変わらない。米軍の一方的人事措置である。今回の不当解雇も、この協定の実施について日本政府に自主性のないことが基本的には問題となっているのである。従つて、日本社会党は、この際、全駐留軍諸機関労務の身分保障を確立するため、次の諸点を強く申入れる。

### 記

一、諸機関労務者に関する法律上の雇用主は、日本政府であることからがんがみ、板付基地における不当解雇者の身分、生活の保障については、日本政府の責任において措置すべきである。

一、給与改訂措置などによる予算不足に藉口する解雇は、正当な解雇の理由に欠けているので、日本政府は自主性をもつてかかる不当な解雇は撤回されなければならない。

一、米軍による不当解雇発議を認めて、当該県当局に対して、解雇措置をすべきことの指示

等については、絶対に行わうべきではない。  
一、さらに、日本政府の責任において、日本全国の基地に就労する全諸機関労務者の身分保障を確立するよう必要な措置を確立すべきである。

## 港湾労働者の雇用安定に関する申し入れ

戦後における日本の経済は、資本主義のメカニズムとしての不可避の起伏を経ながらも、一応発展の一途を辿っている。まことに経済発展と密接に関連する国際貿易においては、対米依存の貿易構造とはいながらも、貿易量は年々増大している。しかし池田内閣の高度線済成長政策は過剰な設備投資競争のため、原材料を中心とする輸送量の増大が国際収支の大額な赤字を招来しているのである。が、他方貿易量に見合う港湾施設の不備のため各港における船混みは、全国的な範囲に及び、滞船時間七十二時間という世界的な記録すらあり、これが経済に与える影響は、極めて深刻なものがある。さらに、この船混みを醸成した根本的な原因は、港湾労働者の不足にある。それはわが国の港湾労働者の労働条件が、前近代的な諸制度の下において、手配師等の存在によって賃金のピンハネは常識化し、就業の不安定となつて悲惨な生活環境に呻吟しているのである。このような生活環境に対する不満、抵抗が港湾労働者の陸上労働への逃避となつて港湾労働力の不足という現実をまねいているのである。

世界の港湾労働者はこのような現実を重視して国際的な連帯の下に、来る三月二十七日を国際港湾労働者行動統一日として、労働条件の向上と生活の安定を目標に総決起大会を開くことを表明しているのである。このように世界十三ヶ国の港湾労働者が統一行動に決起することは、わが国は言に及ばず、世界各国の経済国民生活に異常な影響を与えることは明らかであるが、世界の港湾労働者が、このような形で抗議せざるを得ないことは、一重にわが日本政府及び港湾事業者が港湾労働者対策となおざりした結果にほかならないのである。従つて、わが社会党は港湾労働者のこの国際統一行動日の影響

一九六二年二月二十二日

日本社会党

の波及することの大なるにかんがみ、政府は、早急に、次の措置を積極的に実施されるよう申入れる。

一、政府は、内陸運輸委員会の決議「港湾労働

者の雇用恒常化に関する決議」を尊重して、

港湾労働者の雇用の安定と生活の向上を図る

ため、港湾労働法の立案、法制化を行うこと。

一、現在の船混みの一因は、港湾施設の不足にあることは明らかであるので、港湾施設の拡充、強化をはかること。

一、ILO第三十二号条約「船舶の荷積又は荷卸に使用せられる労働者の災害に対する保護に関する条約」を早急に批准するよう準備体制を整えること。

昭和三十七年三月十四日

### 憲法調査会に対する申し入れ

憲法調査会はいま本格的に改憲の討議をすすめ、しかも改憲の世論を誘導するかのよくな地方公聴会を各地で開催しようとしております。そもそも憲法第九十九条で「憲法を尊重し擁護する義務」を負っている内閣に、このよな改憲論議のための調査会をつくったことは憲法の精神に反するものと云わなければなりません。

しかも最近の調査会の活動をみると最近の政情勢の反動化に歩調を合わせた改憲論議が中心になつておおり、しかも憲法改悪の方向に与論を誘導する役割を果しております。

現在国民の立場から憲法の規定が正しく実施されているかどうかを明らかにし、さらに政府が憲法に違反する諸政策をすすめていることこそ明らかにされなければならない時に憲法調査会がこのような活動を進めていることは極めて危険なことであります。

とくに現在、憲法調査会がブロック別に地方公聴会を行う計画をすすめ、これに伴つて国の権威をかりて改憲論議を誘導するかのよな行動をくむことについては強く反対するものであります。

日本社会党は、かかる観点から憲法調査会がその活動を停止し、とくに当面、二月二十四日の関東ブロック公聴会をはじめとして調査会が計画している地方公聴会の計画をただちにとり止めるよう要求するものであります。

内閣総理大臣 池田勇人殿  
憲法調査会会长 高柳賢三殿

### 公職選挙法に対する申し入れ

政府は選挙制度審議会の答申を尊重し、速かに公職選挙法改正案を国会に提出すべきであるにもかかわらず、答申後五十日を経ながら、未だ国会提出を決定していない。また伝えられる自治案は答申を著しく歪めたものであり、さらに政府はこの案に対して与党内各派の反対論をとり入れ全く骨抜きに等しい改悪を加えようとしている。

これは明らかに国民世論に反き選挙制度審議会を無視するものであつて、われわれの断じて承服し難いところである。

われわれはここに政府と与党の反省を促し、答申案を文字通り尊重した公職選挙法改正案を速かに提出し、今国会における成立を期するよう強く申入れる。

昭和三十七年二月十五日

日本社会党

### 米核実験再開決定にあたつて声明書

我々はいかなる国の核実験であれ、それが核競争の連鎖反応を起し、人類滅亡の危険をもたらすものである。という理由から、反対してきましたが、今回のアメリカの実験決定によつて、この危険はいよい現実のものとして証明された。

一、とくに今回の決定は他方で十八ヶ国の軍備會議が行なわれようとしている時、いかなる意味においても、この世界の軍縮努力と全く矛盾するものであり、「相手がどうだから」などということは全くのへ理窟であつて何の理由にもならない。

一、また実験が中部太平洋で行なわれることは、日本国民としては、先きの福竜丸事件を想起するものであり、太洋漁業など直接の被害を受ける国民としても絶対に反対せざるを得ない。

一、我々は二月十日に提出した米英両国の核実験停止決議案を棚ざらにしている政府、自

民党の態度を究明するとともに、この決議案の即時成立のために努力する。

一、我々は、この議会に核実験禁止の国民運動を一層強力に推進する決意である。

昭和三七年三月三日

### 石炭問題打開に関する声明書

炭鉱労働者は、三月二八日を期して全国一斉のストライキに入ろうとしています。

これは、ヤマの労働者が、去るも地獄、残るも地獄となりた生活の危機を打開するためにとつたただ一つの要求手段にほかなりません。今日、石炭産業に働く労働者で、だれ一人として賃下げと首切りの不安にさらされてないものはありません。ここ二年の間に八万人が山を去り、さらに六万人が追われようとしています。これらの失業者は、産炭地の周辺に停滞し、その生活は目をおおばかりの惨状のなかで、常に社会不安をかもしだす原因となつております。つぶれたヤマをもつ地方自治体は、財政がひっぱくし、町や村の衰え方は日をおつてはげしさを加えています。

しかし、低賃金の中で増産にはげんできた労働者にこの石炭危機を招いた責任はあります。歴代保守政府の無策と古い生産のやり方にしがみついてきた石炭独占資本が近代化を怠ってきたところえ、安い石油が流れ込み、今日の石炭危機を招いているのです。

しかし、政府と独占資本は、その責任にはほおかむりし、石炭産業を建て直す努力をなげさて、ただ一つ労働者の首切りによって、切り抜けようとするところに、炭鉱労働者の反撃がもえ上る、さけ難い理由があるのです。

失業が直ちに死を意味する今日の社会にあっても、炭鉱労働者はただ単に「反対」を機械的にくりかえしさわぎたてているのではないです。綜合的なエネルギー政策をたてて石炭産業の将来の位置づけをはつきりし切つてきた近代化をおしすめると同時に石炭の需要を広げる努力をせよと迫っているのです。かわりの職場と生活の保障のない首切りを中止せよと要求しているのです。失対賃金以下の低賃金に一万二千円の最低賃金をつくれと要求しているのです。

わたしは、この決議を実行させる立場から、この国会に「炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案」「石炭鉱業安定法」「エネルギー基本法」の三つの法案をだして強く政府に迫っています。政府の不誠意な態度を改めさせ、これらの法案を可決させるには、院内の闘いはもちろん、炭鉱労働者の実力行使によつて、これを社会問題、政治問題化し世論の力で解決するほかはありません。

社会党は党をあげ、全労働者と産炭地住民とともにこの闘いを推進することをここに声明し、広く国民の理解ある支援を要請するものであります。

一九六二年三月二七日

日本社会党

### 石炭政策確立に対する申入れ

石炭産業の危機打開に関しては、さる三十九臨時国会における決議によつて、その基本的な方向が明らかにされているところであるが、政府は、この決議を尊重していないばかりではなく、むしろ黙殺の態度すらとつてゐることは、極めて遺憾である。

石炭問題に対する国民世論が大きく高まつてゐる今日、政府は、国会決議を尊重して石炭産業を安定させ、雇用不安を解消して国民世論と、政策転換を求める炭鉱労働者の要求に応えるべきである。

#### 一、炭鉱労働者の雇用安定

- (1) 炭鉱労働者の雇用安定、炭鉱離職者の再就職が確保されるまで、人員整理と労働条件の切り下げを伴う合理化計画の遂行は中止する。
- (2) 賃金、その他の労働条件の低下を企図する第二会社または祖鉱権炭鉱の説定は禁止する。
- (3) 坑内作業に従事する労働者は直接雇用に限ることとし、祖夫、臨時夫等の間接雇用は特定指定箇所を除き禁止する。

#### 二、最低賃金制の確立

昨年の国会では、社会党的努力によつて、このような内容の決議案が議決されながらも、政府はその実行をさぼり、一向に前進していません。

石炭産業を魅力ある職場とするための基礎となる最低賃金制を確立する。

### 三、総合エネルギー政策の確立

石炭、電力、石油、ガス等エネルギーの総合政策を樹立し、国内エネルギー源としての石炭の地位を確立するため、エネルギー基本法を制定し、行政機関の一元的強化を図る。

### 四、生産、流通構造の近代化

- (1) 生産体制を集約するため、錯綜鉱区を整理統合し、休眠鉱区を大規模、総合的に開発する。
- (2) 生産の近代化をはかるため、立坑の開発、採炭、運搬系統の機械化を積極的に推進する。

### 五、需要の拡大

- (1) 現在進められている五五〇〇万トンの合理化計画では、石炭産業の安定と、炭鉱労働者の雇用と生活の安定を期することはできぬ。石炭需要の拡大政策を積極的に推進すべきである。
- (2) エネルギー消費革命のなかで、石炭需要を拡大する道は、石炭火力発電を大規模に建設することである。このため、産業地発電を強力に推進する。

右申入れる。

昭和三十七年三月二十二日

### 公務員の暫定手当に関する申入れ

一、政府は昨年十二月十四日内閣及び国会に対し行われた一般職国家公務員の暫定手当の整理に関する勧告を速かに実施するよう措置すべきである。

(理由) 右勧告は昭和三十二年旧勤務手当が廃止されたことに伴う地域差解消の措置として、年次的段階的に処理すべき既定の問題であり、政府がこれを実施しないのは不当であるばかりでなく、人事院勧告を尊重するという従来の言明にもとるものである。

三月二十八日

### 証券対策に関する申入れ

先に三月の金融機関に対する買オペ決定に際し、政府は証券向け買オペを含ませる予定であったが、我が社会党の反対のみならず、平素は弱腰の日銀にまで、頑強に反対されたので遂に見送りとなつた。

然るに政府は執ようにも、今度は公社債の流動化対策と看板を塗りかえてまたぞろ、株価対策に乗りだしてきた。名称は変っても株価対策に変りはない。池田首相が何がゆえに証券業界に斯くも義理だてしなければならないのが甚だ理解に苦しむところである。

近來、日銀の金融政策が無氣力で、とかく世論の批判を受けるのも、大蔵省否、池田首相が証券業界向けサーヴィスに徹し過ぎて、中央銀行の権限と中立性を侵してまで横車をおすこと最大の原因がある。

今回日銀は、さすがに、中央銀行が証券業者のみを対象にした金融を行なうのは邪道であるとして、この横車を峻拒した。

七月に迫った参院選挙有利に展開する資金源のためにも株価対策はとりあげたいところであろうが、今日の金詰りに最も被害をうけている中小企業対策すら満足にできぬのに、証券会社の援助を強行するのは明らかに邪道である。わが党は広く国民の名において、首相の証券業界偏向の私的企図を糾弾する。

ここに内閣の領袖たる貴下の自戒自肅を要請し、いやしくも中央銀行等に対し、不当な介入と圧力を、これ以上加えることを直ちにやめよう申入れるものである。

昭和三十七年三月十六日

日本社会党

内閣総理大臣 池田勇人殿

### ILO条約に関する申入れ

ILO理事会では昨年に引きつづき、日本政府が未だ八十七号条約を批准していないことに非難が集中し、理事会として重ねて強い失望の意が表明され、日本政府の大きな国際信用問題に発展している。政府は今国会へき頭、施政演説においても早期提出を表明していくがら、国会かけ引きの具に供し、未だ提出の手続をとつ

内閣総理大臣 池田勇人殿

日本社会党

ていないことは極めて遺憾である。

議長は国会正常化のためにも政府に対しても  
早期提出を強く要請し、国会で十分な審議が行  
われうるよう措置すべきである。

右申入れる。

昭和三十七年三月十日

日本社会党

衆議院議長 清瀬一郎殿

暮いらい、これほど急速に国民の関心をあつめ、官民一体となつて議論された問題は少ない。

しかし、所詮、それは、一期にして解決することではなく、それが故に亦、從来から政府機関が割拠主義に陥って総合交通行政がとられなかつたことにその原因がある、従つて、党のそれは当面もざることながら、総合計画に力点をおいてする。

## 道路交通対策について（三七・三・二二）

最近における道路交通量の激増にともない、大都市交通は全くマヒ状態となり、交通事故はいちじるしく増加している。とくにひき逃げ事故、踏切事故等の増加は、まことに憂うべき状態である。

このような状態に至った根本原因は、政府に一貫した総合的な交通政策がなく、またそれぞれの行政機関が割拠主義に陥つて統制ある総合交通行政がとられていないところにある。

このことは既に昨年道路交通法が国会で成立する際に指摘され、附帯決議として、内閣に交通対策を総合的に実施する強力な機関の設置を勧告されているにかかわらず何ら積極的な対策を講じなかつた政府の責任である。

以上のような状況にかんがみ、道路交通の諸問題を解決するため次の如き対策が早急に実施されなければならない。

### 一、基本的な対策

#### 総合計画

1 交通関係行政機関の抜本的改革をはかり、長期的総合的な交通の一元的対策の樹立と

その円滑な実施をはかり、強力な総合交通行政を行なう。

2 大都市の無計画なぼうちようと、人口の集中を排除するため、国として総合的な産業と人口との再配置計画及びこれに基づいた都市計画を早急に樹立し、その実施をはかる。（産業と雇用の適正配置に関する法律案の成立を期する）

### 二、当面の対策

#### A 都市交通の円滑化

都市交通の円滑化については、大衆輸送、公共交通優先の原則に立つて、通勤輸送、通

3 交通混亂の固定化、慢性化を脱脚するため、住宅建築、ビル建築、街路計画等は、恒久的な都市計画と関連して行なわれる制度を確立する。

4 道路及び橋梁の改修、整備を急ぐとともに、国土縦貫自動車道及び、大都市の高速道路建設、地下鉄建設を促進し、大都市交通機構の高度な一元的機能化をはかること。（都市高速鉄道建設促進特別措置法の制定を促進する）

また、自動車道路間の交差、または道路と軌道との交差を早急に立体交差化するため、年次計画を策定してその促進をはかる。（踏切道改良促進法の抜本的改正をはかる）

5 慢性的な交通マヒ状態を緩和するため、大都市に近接して長距離大型バス、長距離大型トラック用のターミナルを建設し、長距離自動車輸送と、大都市輸送との有機的運営をはかる。（自動車ターミナル法の全面的改正をはかる）

6 道路交通法その他道路交通関係法の抜本的改正を行ない、道路運送事業の近代化と交通事犯の処分について合理的な制度を確立する。

## 一、趣旨

## 発明開発政策要綱

科学の素晴らしい発展のなかで、その科学技術振興策は皆無であるとともに、特許行政にいたっては、三十万件の未処理をかかへ一件の処理に三年を要している全く言語道断といはなければならない。

解説 党は、国民の精神的創造活動を豊かにし、産業の発展と向上のために、別に科学技術基本法を定めるとともに、発明開発振興法案をここに発表する。

- A 学輸送、日常生活必需品物資輸送を確保する。**
- 1 必要に応じて各都市ごとに交通調整機関を設置し、強力な総合行政を行なう。
  - 2 道路の幅員、曲線、勾配、等交通円滑化のための路面改良を行なう。
  - 3 関係機関相互間に道路専用工事を調整し、工事時日を短縮する等無統制な道路工事を改善する。
  - 4 踏切道改良促進法を改正し、踏切道の立体交差を促進し、踏切保安設備を完備する。
  - 5 ホテル、劇場等の建設にあたっては一定規模の附属駐車場設置を義務制とする。
  - 6 公有地を活用した公営駐車場の大幅な増設を行ない、大都市中心地帯の駐車禁止区域を大幅に拡大する。
  - 7 長距離バスの大都市乗入れの相互調整を行なう。
  - 8 通勤通学輸送の円滑化のため大都市交通機関相互間の共通乗券、同一運賃体制を実施する。
  - 9 大都市ラッシュ時における一定区域の路線別、車種別、時間帯などの規制を行なう。
- B 交通安全の強化**
- 1 人命尊重の基本的な立場から都市交通の安全性を高める措置を強化する。
  - 2 車両制限令による経過措置の緩上げ施行をはかり、道路条件と不適合な大型車両の運行を路線ごとに規制する。
  - 3 道路占用、路上放置物の取締強化等道路環境を整備する。
  - 4 自家用自動車所有者の車庫及び常置場所設置を義務制とする。
- C 労働条件の改善、交通教育の徹底**
- 1 運送事業の公共性認識を高め、事業の適正化をはかるため、行政指導、監督を強化する。
  - 2 道路運送事業従業員の劣悪な労働条件を改善し、近代化するため、実運転時間の短縮、ノルマ賃金や歩合制賃金の廃止、福利厚生施設の改善をはかる。
  - 3 運送事業者に対して、道路運送事業従業員の労働条件の改善に対する責任制を法的に確立する。
  - 4 交通教育の徹底、とくに児童に対する交通安全教育を徹底する。
  - 5 運転者に対する交通法令と安全教育の周知徹底、とくに事故経験者には一定課程の再教習を義務制とする。
  - 6 自動車運行管理者の資格、権限を確立する。
- D 街灯整備促進法案の成立をはかり、街路灯の増設等道路照明の完備をはかる。**
- 1 街灯整備促進法案の成立をはかり、街路灯の増設等道路照明の完備をはかる。
  - 2 道路標識、交通標識、信号機等の保安設備を完備し、標識信号機附近のこれとまぎらわしきネオン、看板、広告等を規制する。
  - 3 交通事故防対策として車両番号の特別標示措置などを行なう。（ナンバーの下位二ヶタを大字標示、夜光標示等）
  - 4 車両整備並に検査の徹底、とくに軽自動車の検査を徹底する。
  - 5 自動車損害賠償保障法の改善をはかり、交通事故の犠牲者に対する補償制度を充実する。
  - 6 交通整理要員の増強をはかる。
  - 7 事故防対策として車両番号の特別標示措置などを行なう。（ナンバーの下位二ヶタを大字標示、夜光標示等）
  - 8 車両整備並に検査の徹底、とくに軽自動車の検査を徹底する。
  - 9 自動車損害賠償保障法の改善をはかり、交通事故の犠牲者に対する補償制度を充実する。

力である。一切の工業、農、商業の財貨サービスは無数の発明の所産であり、社会生活のすべては過去の発明の集積の上に立っているといつても過言ではない。

しかるにこの重要な「発明」について、社会の評価や政治の施策は充分といえず、むしろ極めて冷淡である。もちろん、わが国にも古くから、工業所有制度が導入され、特許、実用新案、意匠、商標の四つの権利が保障され、発明発展の上に大きな効果をあげてきた。

明治十八年特許制度、同三十八年に実用新案制度創始以来、特許件数合計二十六万二千余件、实用新案五十五万二十四百件（昭和三十五年六月現在）に上り、その中権利として生きているもの特許八万七千件实用新案十三万八千件に及び、昭和三十三年の出願件数においてはわが国は世界第一位を占め、旺盛な発明活動を行なっている。

しかし、わが国の発明は西独などに比べて程度が低く、未だ国民の優れた発明潜在力が開発されたとはいえない状態である。その上、(1) 基礎的な科学技術研究の貧困のため、国産技術の発展がおくれ、技術革新は主として外国技術の導入に依存している。昭和三十年中に外国技術導入費は二八八億円に達し、また工業に関する研究開発費は英國の三・三分の一、研究者一人当たりにすれば五分の一に過ぎない。

(2) 企業資本力の格差によって発明所有の階層分化が甚しくなっている。大企業は外国技術の導入と、豊富な研究費に恵まれ、高度な発明を利用するに反して、中小企業は小発明をもち得るのみで、零細企業に至っては「勘」や「コツ」を頼りにして、生産を続ける状態であり、容易に考案し得る小発明の保護にも欠けているのである。

国は発明開発政策が貧困で、いわゆる「町の発明家」に対する保護助成の施策が極めて不充分であり、数十万の大衆発明家をして「発明貧乏」の苦境に放置している。また、政府は大衆の発明思想の向上、潜在する発明力の開拓に不熱心であって、徒らに国民をレジャーと消費にかりたて、娛

楽的な推理活動のなかで、その創造的精神を眠らせている。

以上の観点からわれわれは左の諸点を中心として強力な発明開発政策をとらなければならぬ。

(1) 公私の科学技術研究機関を整備して、基礎研究を充実し技術の外国依存を排し国産化をはかること。

(2) 発明技術の階層化に対処するため、特に中小企業、農林業などの技術研究の助成と発明実施の促進をはかること。

(3) 発明を大衆化するため、町の発明家を保護するとともに、発明智識の普及、発明の展示、公開、発明家の褒賞などを活発に行ない、国民の工夫、考案の創造的発明思想を強化すること。

## 二、施策

### (一) 基本的な科学技術振興策の確立

別に「科学技術基本法」を定め、振興の目標と計画を確立し、官公私研究機関の整備、その活動の調整、基礎研究の向上、新技术の開発、研究者の養成などを組織的に行なうものとする。

また、併せて、科学技術庁は独立の一省として、行政機構の統一強化、財政措置の充実、技術研究促進のための税制の整備などが必要である。

### (二) 特許行政の整備拡充—特許庁の強化

特許庁に対する特許、実用新案、意匠、商標の出願件数は年々一七万件を超え、戦前の二倍に及んでいるが、審査、審判能力の不足のため、処理未済件数は三〇万件に達し、一件の出願の処理に三年を要するといわれている。甚しい渋滞ぶりである。一方特許庁予算は僅かに八億五千万円、特許手数料収入を下廻る貧弱な予算であって、甚しい特許制度の軽視の実態である。これを改善するため、  
 (1) 審査官、審判要員の飛躍的増員をはかること。  
 (2) 特許資料の整備、公報の充実、職員研修の強化を含めて、行政機能を高めるため予算を大幅に増額すること。  
 (3) 他の発明振興開発行政と併せて、「特

許庁」を科学技術庁に統合すること。

が必要である。

(三) 国民の発明活動の振興と発明思想の普及

今日国の発明政策は極めて貧弱である。

昭和三十七年度予算を見ても発明奨励関

係予算是

(1) 特許庁関係

発明実施化助成費（外国特許出願助成及び発明協会補助）

五六三万円（昨年五八〇万円）

(2) 科学技術庁関係

発明実施化試験助成費

二、五四七万九千円（昨年と同じ）

地方発明センター助成費

二、七六四万五千円（昨年二八五〇万円）

即ち発明振興のための国の予算は僅かに五八七万円で一台のジエット機にも及ばず、政府には大衆の発明奨励の熱意の一片も見ることができない。

われわれは、国民大衆の発明思想を振興し、無限の工夫と考案を生み出し、自由な精神的創造活動を豊かにすることが、高度な科学技術水準の基礎をつちかい、技術の国産化と輸出を可能にする条件であることを考え、左の通り画期的な発明開発振興政策をとるものである。

## ○ 発明開発振興法案要綱

### 一、目的

本法は発明開発に関する施設の整備、発明考案の保護奨励とその実施工業化を促進し、国民の精神的創造活動を豊かにし、且つ産業の発展と文化の向上に資することを目的とする。

### 二、国及び地方公共団体の責任

国及び地方公共団体は、発明を保護奨励し、発明開発の施設を整備し、発明思想の普及宣伝に努めなければならない。

### 三、発明考案の範囲

本法の発明考案とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の対象となる発明考案のほか、秩序と風俗を乱し、衛生に害のおそれのあるものを除く一切の発明考案を含むものとする。

即ち産業上利用できない発明考案、飲食物または嗜好品、医薬品など特許権の対象となる考案であっても、公共の福祉に役立ち文化の発展に寄与するものは本法の対象とする。

### 四、発明資料の整備と普及宣伝

政府（科学技術庁長官）は内外の発明に関する資料を蒐集整理し、これを公開展示し、また中央及び地方において講演、講座、実演、展覧会などを催し、発明に関する智識を普及しなければならない。

### 五、発明相談及び指導

政府は中央に発明研究施設及び発明相談所を設置し、発明考案の試作に対する協力、立会実験、分析鑑定など技術援助及び相談に応じ発明を行なおうとする者を援助しなければならない。

### 六、発明コンクール及び発明家の褒賞

国及び地方公共団体はそれぞれ発明コンクールを催し、優秀な発明考案に対して褒賞を与え、優秀な発明家の表彰を行なうものとする。表彰の方法については別に政令で定める。

又は地方公共団体の行政機関若しくは民間企業体などに勤務する職員が職務上行なった発明考案についても、雇用上の取りきめ、契約に拘らず、発明考案したものの利益を保護する措置をとるものとする。

### 七、特許出願その他発明に関する助成

外国の特許出願を受けようとすると、又は特に有益な発明考案を行なおうとする者に対し、政府は政令の定めるところにより必要な経費を助成し、又は資金を融資しなければならないものとする。

### 八、発明特許の実施化の助成

(1) 特許庁に特許、実用新案を出願している者及び特許権をもっている者が実用化しようとすると場合、特にそれが必要であるときは、試作、実験のため国は補助するものとする。

(2) 発明考案の特許権を他人に譲渡し、実用化を希望する者からの申込みにより、これ

を登録、公示して一般に周知させ実施化の一部  
斡旋をするものとする。

- (3) 前項の発明特許が特に優れた着想のもの、実用的に価値あるものと認められると

きは、政府はこれを発明考案した者の申込みにより、売戻し条件を付して一時これを

買い取ることができるものとする。

### 九、発明開発公団の設置

- (1) 発明の開発振興の事業を行なう機関として発明開発公団を設置する。
- (2) 公団は全額国庫の出資とし、理事長その他役員は政府が任命する。
- (3) 公団の民主的運営をはかるため、産業界、労働界、学界その他各階層から選び運営審議会をおく。
- (4) 公団は発明奨励に関する一切の事業を行

### 十、税制上の特別措置

- (1) 民間企業の科学技術研究施設その他の経費について減免措置
- (2) 発明考案者の特許権譲渡所得など発明より生ずる所得についての減免措置
- (3) 国産技術を利用し実用化した場合の課税上の特別措置

## 麻薬対策要綱（三七・三・二十八）

麻薬は、医療品として高い治療価値を有する反面、反復使用によって中毒癖を生じ、その社会的な悪影響はきわめて大きいものがある。

わが国の近況をみると、麻薬禍の拡大傾向は

まことに憂うべき状態であり、昭和三六年一二月三一日現在で当局に把握されている麻薬中毒者は九、三〇一名であるが、厚生省の推定では潜在麻薬中毒者四万名、その他中毒にいたらない麻薬常用者は二〇万名为達すると見られている。一説によれば、麻薬の吸飲者は四〇乃至五〇万人、廃人同様の中毒患者は約二〇万人にのぼると言われる。

こうした状態に対する世論の強い批判によって、行政当局もようやく取り締りの強化にのりだし、麻薬事犯の検挙件数は最近いくらかふえてはいるが、一方で密輸・密売・麻薬常習者が

麻薬問題をまだ映画の世界の問題と考えている層が多い。現実は、映画以上に、日本では四〇、五〇万人の吸飲者、廃人同様の患者二〇万ともいわれている。しかも最近は子供にまで睡眠薬遊びが流行している。

すみやかに麻薬取締まりの強化を必要とする。政府の無為無策は、単に年七〇〇億の金が第三国人に流れるのみならず、日本人の心と肉体を、おそるべき勢いでむしばむであろう。

なうほか、本法に定める政府の事業の一部（資料整備、普及宣伝、研究、相談指導、発明コンクール、特許の買取り、実施化の斡旋等）を委託を受けて実施するものとする。

(4) 公団は中央に発明館及び地方に地方発明センターを設置する。

なうほか、本法に定める政府の事業の一部（資料整備、普及宣伝、研究、相談指導、発明コンクール、特許の買取り、実施化の斡旋等）を委託を受けて実施するものとする。

(4) 公団は中央に発明館及び地方に地方発明センターを設置する。

て様々の犯罪・売春が強制されているのが実態である。

現在、麻薬の取締りはいくらか強化される方向にあるが、国際的に比較すれば、わが国の取締り体制は弱く、（わが国では最高十年の刑で大抵は保釈金を積んで短期間に出獄することが容易であるが、例えば台湾、タイでは悪質事犯は銃殺、アメリカでも最高は絞首刑を課せられる）このため、わが国は国際密輸業者の好餌となり、麻薬の流入は増加の一途をたどっている。

もし、かかる事態を放置するならば、かつての植民地中国のような麻薬亡國的状態が現出することは火を見るより明らかである。

こうした現状を、われわれは深刻に憂慮するものである。

われわれは、何よりもまず今日の事態に対して何ら有効な措置をとり得ず、無為為策に終始している自民党政府の責任を追求する。例えば、麻薬禍に対する世論のきびしい批判にもかかわらず、保守党政府のもとで、一度も麻薬追放のための閣議決定すらなされていないのが現状である。現職の大臣が暴力団の葬儀に花輪を贈るという慣習に象徴されているように、政府、自民党と暴力団組織の因縁は浅からざるものがあるが、有効な麻薬対策をいつまでもサボタージュすることは、国民的利益からみて決して許されないものである。

麻薬だけでなく、最近の傾向として、一部青少年のあいだにいわゆる睡眠薬遊びが流行し、麻薬中毒の予備軍的存在として看過し得ない災禍をもたらしつつある。この傾向は、基本的には、今日の社会における道義的頽廃にもとづくものであるが、麻薬とともに必要な対策が講じられねばならない。われわれは、当面、政府が左の措置をすみやかにとることを要求する。

一、わが国から麻薬禍を追放するための体制を確立する。

このため、麻薬取締り機構を一本化し、機関運営の円滑化をはかる。また、麻薬対策予算の増額とともに、取締関係職員、海外駐留員を大幅に増員する。

二、麻薬取締法等関連法規違反者とくに麻薬

提供者（資金の援助、提供も含む）に対する刑罰を引き上げる。

(ロ) 押収した麻薬の廃棄は、都道府県知事の認可により、麻薬取締職員の立合いのもとに行なうものとする。

(ハ) 各都道府県知事は、当該都道府県に麻薬中毒相談員を置き、麻薬に関する相談、指導に当らせることができる。

(ニ) 日本国籍外のものに対する取締り権限を拡大する。

三、麻薬中毒者の治療を徹底させるため左の措置を講ずる。

(イ) 麻薬中毒者は、一定の治療施設に強制的に入所せしめ、治療に専念させる。

(ロ) 麻薬中毒者の治療施設を拡充するとともに、治療方法として、漸減療法を認めることとする。

四、麻薬の管理のため左の措置を講ずる。

(イ) 麻薬卸売業者が麻薬診療施設又は麻薬調剤施設の開設者に麻薬を譲渡した場合は、

かなければならぬ。

(ロ) 調剤施設の開設者に麻薬を譲渡した場合は、譲渡証の控えを都道府県知事に提出させることとし、麻薬診療施設の管理者及び麻薬調剤施設の開設者の年間報告の制度を廃止する。

五、以上の対策を推進するため、国際麻薬单一  
条約の早期批准と相まって、関係国内法を整備する。

六、暴力団その他麻薬の秘密取扱い組織を徹底的に取締りの対象とともに、濃厚地区においては、地域住民との支持協力関係を密にして、麻薬禍の撲滅をはかる。

## 研究

## 首都圏整備法についてのヒアリング（三七・三・十三）

## 首都圏整備委員会

第一部長 水野岑

## 1 首都圏整備法の概要

- (1) 基本計画、整備計画、事業計画の三段階に分かれている。

## (2) 首都圏の範囲

## 既成市街地

## 百糸以内の地域

## 近郊地帯

## 二三区、三鷹、武蔵野、川口、川崎、

## 横浜各市を含む、東京を中心とする半径

## 百糸の外側

## 既成市街地

## 近郊地帯

## 既成市街地を十糸でつむ地域

## 周辺地域

## 近郊地帯の外側

- (1) 人口や産業が過度集中している。

## 対策としては

## イ 人口増加の原因となる施設の新增設を

## 押える。

東京の人口は、過去においては年間二十五万人づつふえていたが、最近では十九万人の増になっている。その中七割は社会増で、第一は就職（過半数）、第二は学校関係となつており、第一の場合工場労働者十八%、商業八%、公務、自由業、事務従事者の順になっている。

そのため、工場五〇〇坪、大学六千坪、各種学校三百坪以上は抑制する措置をとっているが、ざる法である。即ち、第一に制限規模が高すぎる。ロンドンは工場百四十坪、パリーは百四十坪ないし五十坪となっており、制限規模を引き下げる必要がある。第二に、経過規程がかんまんである。既成団地内においては、無制限に拡張できるという規程がある。このような経過規程を整理する必要がある。以上の趣旨にもとづく改正案を今国会に提案したいと考えている。

## (2) 一大工業地帯としての性格もある。

二三区内に四万の工場があり、百万人の従業員をもち、政治、文化以外に、巨大な工業都市の性格をもつっている。

## 対策としては

イ 工場の分散が必要である。現在、二千五百工場が移転を希望しており、零細企業は組合を作つて地方に行こうとしている。東京都に八十組合位あり、宇都宮団地に移転を申しこんでいる企業もある。

なお工場分散と併行して、大学百三十校、学生三十万人（全国比較数三割、生校数四割）の地方分散も必要であることはいうまでもない。

ロ 首都圏の周辺地帯に市街地開発区域を設けている。

(1) この区域に職場をもつ工業都市、学園、官庁都市を考えている、官庁都市は一つ、学園都市は相当数、工業衛生都市は一六地区ある。—基本計画では、昭和四十年までに三十地区、二百四十万人を吸収し、臨海地域は千葉台地、後方は内陸地帯を対象としている。なお官庁、学園都市では五十万人の吸収を考えている。

(2) 団地は百万坪を予定し、重要な地区は国が土地を取得することにし、公共的な機関、たとえば住宅公団、一部事務組合にそれぞれ事務分担をやらせ、国から補助している。

(3) 関連施設の整備事業としては、東京との連絡のため、交通施設の整備とともに道路整備をやる。周辺部に十本の放射線道路と幹線道路を四二年までに一応完了したいと考えている。さらに、工業排水路、団地内外の環境、住宅対策を

各工業衛生都市毎に整備計画をたてて  
いる。

3 当面の問題  
たい。

(一) 団地取得が困難であり、そのため工業衛生都市がおくれている。現在平均して取得のため三年かかり、区劃整理が五年位かかっている。二、三年の地主が仲々いう事を聞くなく、なかには土地ブローカーが介入している。譲渡所得税は累進課税があるのでこまる。土地収用権を公共的機関に与えてもらいたい。土地収用権によるものは譲渡所得が軽減される。公団とか地方公共団体がやるときに、土地収用権をあたえるよう市街地開発法の改正で、土地収用法の適用ができるようにしてもらいたい。

## 首都圏対策の問題点についてのヒアリング

(三月二十七日)

都政調査会事務局長  
小森武

- (1) 建築物の不燃化、高層化、これに見合つて道路、公団の整備  
(2) 交通施設の整備改善  
(3) 副都心の整備  
都心に通う人が百万人をこえている。副都心を娯楽街のみならず事務所街にする。即ち第二の丸ビル街を作る。新宿・池袋を副都心街としたい。  
(4) 上下水道、公園の整備  
(文責 事務局)

### 一、首都圏とは何か

(一) 首都とは何かということは、法律的にははつきりしない。首都とは政治の中心、居住のあるところとなっている。

(二) 東京の問題という場合は都民の問題であるが、首都という場合には国民の問題である。

とえば警視庁の予算では、戦前は三分の二は国庫が出していたが、戦後は九八%は都民の税金でまかなっている。しかし戦後は都財政の比率が激増し、東京が首都であるという点は、財政的には考えられていない。

そこで、東京を首都であるという理由で単独法で政府に面倒を見てもらいたいといふことで、東京だけでなく、神奈川、千葉、茨城、群馬、山梨を含めて首都圏整備法が生れたわけである。しかし、予算の裏付けがないからプランはあるが実効は上がっていない。そのため首都圏整備委員会は中ブランとなり、設計図だけで建設省の都市計画中央審議会の承認をえねばならないことになっている。したがって、都市計画法が中心となり、建設大臣の権限の下におかれ、東京都知事も、国の機関委任事務として、建設大臣の仕事の委任をうけてやることになっている。

(三) アメリカでは首都という言葉を使っているのは、ワシントンのみならず、州の中心都市を首都と呼んでいる。

(四) 東京都政という場合には、都政とは、首都だからではなく、都とは政治の中心であるからではない。都と県のちがいは、二十三区に関しては市と県が一諸になつている点がちがう。

(五) 東京の問題を考える場合には、首都であるからの問題と大都市としての問題と二つに区別して考えねばならない。

### 二、首都圏対策の問題点

#### （一）首都圏整備法成立の経過

戦前においては、東京に対する國の財政的援助は比率的には非常に大きかった（た

（二）大都市としての問題点

1 資本の要求を優先し、市民の要求を後

## 廻しにする政府の大都市対策

交通問題が一番大きい。一つは事故防止、もう一つは交通マヒの打開の問題である。

事故防止は大阪も名古屋も同じで、五、六年前からの問題である。しかし大都市問題としては、このような生命の危険があつてもとり上げられなく、経済的な問題（交通マヒ）がゆきづまつてはじめてとり上げられるようになつた。

すなわち事故防止、道路、下水等はなおざりにして、交通と港湾、工業用水の確保が前面にでている。

工業用水のために、一二三区の中でも上水に不便している。さらに地盤沈下がある。大正十一年を基準にして三米下がつており、その対策費は国民、都民の税金である。東京湾を埋めるより、地盤沈下の防止の方が先決ではないか。すなわち、上水道の不足のときはさわがず、工業用水の不足のときはさわぐ。港湾も東京都だけでやるのはおかしい。

政府の道路対策は、経済要求のみならず、軍事的意味もあるのではないか。本当は自動車道も必要であるが、人の通る道をもつて重要視すべきである。日本の国道路補装率は「割五分」三割でインド以下（四割）である。区道に至つては八割はドロンコ道で、街路灯もないでの、銀座ですら裏道は暗い。

資本の要求のあるものは先にし、市民の要求は後廻しになつてゐるのが、今日の政府の大都市対策である。

## 2 高度成長と人口の過度集中

首都圏内における、人口の集中化の見積りが、小さすぎる。経済成長の結果、東京、大阪、名古屋等数カ所に集中している。これが日本的特点である。さらには将来は東京と大阪に集中してくるであろう。その見通しが立たないので、首都圈整備委員会は設計を何度も書き直すことになる。しかし、日本の都市化（都市的施設）の整備は世界の一五番目以下である。すなわち、人が集まつたからといって、都市が混乱するというより、用水、

自動車等の方がより問題である。人口が三〇万ふえるより、自動車が一万台ふえる方が大へんである。

## 3 市民の立場からの大都市対策の立案

(1) 政府の考え方の中には、ごまかしがある。われわれは、われわれの側からの対策を考えゆくべきである。すなわち、大都市問題は市民の立場からの政策をたてるべきである。

(2) その際、大都市問題と首都の問題に分けて政策を立てるべきである。

(3) 首都をどこにするかは全国民の問題であり、遷都論については軽々には賛成できない。

(4) 大都市を混乱させている張本人の責任を明らかにすべきである。

たとえば、自動車一台に対する公共施設は、八百万円～一千万円の負担になつてゐる。それを自動車をもつてゐる人が負担しているか。住民の我慢で大都市改造を、資本の都合のよいようにやろうとしているのが問題である。最高責任者であるべき、内閣総理大臣が、東京や大阪についてどうしようということをいったことがない。地元の市長は何もできない。統一的な責任の所在がない。ロンドン、パリー、どこの都市を見ても、一応市長が権限をもつてゐる。日本は、バラバラで各省がもつてゐる。首都圏の構想にも具体的な制度上の問題は全然でない。

(5) 大都市対策を今こそ社会党として打ち出すべきである。

## 批判

国税通則法の通過について、各方面にその実情と党の見解を求める。そこで、問題点となつた点を整理した、要するに、三説  
月末急激に変った政治情勢裡に党がとった措置は正しく、自信をもつて大衆団体に当るべきであるということである。

なぜなら、そうでなければ、物理的手段を用いて阻止する道をとれば、結局原案通り通過して悔いをのこしたであろうから。

## 国税通則法の審議経過と今後の参考となる諸問題

九ヶ月に亘る国税通則法制定反対運動は国会通過によつて、新しい段階を迎えた。通則法は公布された。実施段階となつたのである。現在まだその政令をみていないし、また国税庁が通則法をいかに運用をするかについても、はつきりしないのであるから、俄かに今後の具体的な対策を定めがたい。しかも国会の通過が、思ひがけない急変によつて行はれたために、中央と地方との間に意志統一が殆んど行われていらないのが実情である。

むしろ地方においては、中央における活動の急変についての正しい評価がなされていない状態である。従つて此際全国的な意思統一をするための問題点を客観點に究明して理解を統一することが前提として必要であると思はれる、その意味から、この問題をとりあつかった者として解説をしたいと考える。

## 一、修正法案の要旨とその解説

修正案は自民党から提案され、社会党はじめ野党の反対の中で通過した。内容は原案から「人格のない社団」を削除して、現状の水準におくこととしたことであるが、社会党は根本的な反対意見をもつたが故に、反対したのである。

## (一) 削除された点

## 第五節 人格のない社団等

## (人格のない社団等の地位)

第十三条 法人でない社団または財團で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という)は、国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなしとする。人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

第十四条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうちにその法入が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

## (二) 追加された点

第三条 法人でない社団又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という)は法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 (削除された第十四条そのままをここに挿入)

その外条文整理が行はれた。

「国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案」に対する修正は、広汎に行なわれた。

## (三) 修正の主旨

(1) 旧第十三条は、人格のない社団は「國

稅に関する法律の規定の適用については」法人とみなすとある。これは、修正第三条の、人格のない社団は「法人とみなして」この法律の規定を適用する」と明らかに異なる。

(2) 旧第十三条は、直接税は勿論、物品税、酒税、通行税、入場税などのすべての間接税を含むあらゆる国税について、これを適用するという主旨であり、修正三条

は、現在迄の国税中人格のない社団につ

いて規定のある法人税、所得税、国税徵収法などについては、国税通則法一（つまり、税のとり方を定めてある）一を適用するというのであって、他の国税を適用することを意味していない。（また、国税通則法には課税実体を規定した条項はない）。

従つて、旧十三条のように、両罰規定（法人及びその代表者に対する両罰）が適用されないのである。

(イ) 整備法についても、修正が各般に亘つて行われた。すでに衆院又は両院を通過した法案一即ち、相続税、酒税、通行税等についても、人格のない社団について規定があったが、之を全部削除したものである。

要するに原案は、人格のない社團についての規定をあらゆる国税の中に挿入し、両罰規定を設けようとしたのであるが、修正案は現状通りとしたのである。

## 二、通則法が通過しなかつた場合の所謂空白について、並びに四月一日二日の空白について

政府は、三月二十二日頃になって俄かに事の重大性に気づき、閣議で問題にし、官房長官は社会党に年度内通過を申し入れ、人格のない社団を修正する旨を附け加へた。即ち、未成立に終るならば税の徵収に支障ありとうのである。

それ迄は、大蔵委は提出法案の順序に従い慎重な審議を続行して來たのであって、政府与党に不満をいわるべき何ものもなかつた。政府の支障ありという理由はいろいろあつたが、われわれが客観的に判断して是非は別として、空白になると考えられるもののみをあげると次の点である。

(イ) すでに衆院を通過した物品税法、酒税

法、トランプ類税法の四税法では申告納稅方式への切り換えにより、その手続規定は

期限内申告の段階までしか規定されておらず、期限後申告、修正申告、更正の請求、

納付、更正決定等の事後の手続規定はすべて国税通則法の該当規定によることとなつてゐる。現行国税徵収法は、この間接税の申告納稅方式を予定しておらない為に、不

成立の場合はギャップを生じ、上記主要手続が空白状態となるのである。

(ロ) 各税法から担保に関する規定が削除され、国税通則法に移されて居り、このため間接税の納期の延長を受けられず、入場税については、臨時開催の場合の主催者は官給入場券の交付がうけられないことも考えられる。

その他の問題もあるが以上二点が主要なことであろう。

このような仕組にして法案を提出したことは政府の陰謀であつたともいえよう。しかしそうであればそれなるが故に反つて、自ら策におぼれもつとも主要な人格のない社団の項を修正するのやむなきにいたつたともいえよう。（むしろ法案の提出経過において、政府は極度に秘密主義をとり、関連部分を通則法に先だって関連法改正にもぐりこませたり、法案発表と国会上程を同時に行うなどかなり戦術的に事をはこび反対運動の気勢をそうちながら一気に通過をねらつてゐた。）

それにしても、法律が参議院を通過したのが四月二日であつて、一日二日が空白になつてしまつた政府は強引に三日を公布の日とし、施行は原案通り四月一日として支障なしという考え方をしている。

こういう場合は従来、国民に利益を齎す場合のみ前例がある。不利を齎すことは許されないこととなつてゐる。

政府は、具体的にハッキリしている点一即ち、現行の利子税と延滞加算税を一本として延滞税にしたために三銭が四銭になる場合は、この法を適用しないこととするとし、其他については、具体的にこの法律が納税者に不利を及ぼすことはないとの解釈をとつてゐる。

この点は、きべんであるが、具体的問題については更に検討を要しよう。

## 三、国会審議における論争点

衆議院は一日、参議院も二日の審議で、このような重要な法案が通過したことは遺憾の極みであるが、(イ)その原因は、人格のない社団が修正されたこと、(ロ)税の徵収に支障があり、この中で納稅者の利益もあること、等で

あった。

しかし、衆議院では深夜十二時迄審議が行われ、廣汎な問題について質議を行つた。その重要な点をあげると、

(1) 答申から立法にいたる経過  
立法の理由

修正案の理由

税法学会の意見の問題

棚上げされた五項目の今後

第四章、送達規定

第十六条の申告納税方式

質問検査権

修正申告、更正等の効力

更正の理由、決定通知の理由

用語の問題

訴願前置主義と不服申立て機構

労働問題

今後の運用の諸問題

等各段に亘った。これ等については、今後更に究明すべき多くの点を残しているが、概ね、問題点を追求したと考へている（議事録参照）

#### 四、反対運動の評価と反省

今日迄の運動については、右の諸問題についていろいろ意見を院の内外、中央・地方において交換し、その評価と反省をなすべきであると考えるが、その材料としても次の点があげられよう。

- (1) 五項目を人格なき社団の棚上げは、まさしく反対運動の大きな成果として考えるべきである。（この点に関し人格なき社団削除とひきかえに社会党がたたかわらずして妥協したという中傷が一部に行なわれている。しかしそれは傍観者的批評であり責任ある立場に立つもの決断ではない。むしろさきの五項目の棚上げと共にわれわれのたたかいの積極面を評価すべきであり、この力をさらに今後のたたかいに結集すべきである）
- (2) 四月一日以降空白になることについては、政府与党はもとより、われわれの側においても検討不充分であった。このことが結果としてはわれわれに幸いしたのであるが、これは正攻法とはいえない。

(3) 五項目の棚上げ後において一般の中小企

業団体に足りみがみられたことは一時的状態ではあったが、更により多くの説得の努力が必要であった。金融のひきしめ等からめた運動としては成果が上つたが、通則法の基本的目的を看破させることにまだ不

充分であった。

(4) 事態の急変について中央連絡会議と共同責任態勢で密接な連絡をした。しかし、結論は同様であったと思うがもとこの点は総評を含め、充分に行われるべきであったし、地方に対しても、意見を聞くなどの緊急の必要があった。此の点は一つには地方の運動のたままりがおそらく、中央に直結不充分であったことも考えられる。

(5) 国会における論争については具体的な例を引用する為に各団体に従前から協力を求めていたが緊急のため、行われえなかつた。今後このよくなために平素の懇談を通じて材料入手しておかねばならない。

(6) この運動は、税に対する納税者の具体的な関心と焦点を飛躍的に明らかにした。

#### 五、今後の諸問題について

通則法とその反対運動は今迄も数々の貴重な体験を齎した。しかしこれらのたたかいはこれで終つたわけではない。問題は今後にあら。われわれは今後にかけて次の諸点を考えるべきである。

- (1) 引きつき国会で税の執行面における理論的なこと、具体的なことをとりあげる。このため税の執行小委の活動を活発にする。（ななお来年の通常国会には各税法の全文改正が提出されることが予測される）
- (2) こんどの院外の組織を更に発展的にさせ税についてのたたかいの核としての役割を果しうるようにする。
- (3) 政令を検討する。またこれに関する通達を検討して不都合な点を国会で取あげる。（とくに国税通則法制定を機に、行政府の一方的判断で、従来実施されていなかつた疑点を顕在化し、なしくすしに納税者の不当な圧迫を行わないよう監視、追求する）
- (4) 全国税の不当労働問題を院内外で追求する。

(5) 党と院外団体との間に定期的な懇談会を行ない意見交換をする。

(6) 党の提案した徵税民主化のための方針を推進する。

徵収できるとの解釈をもつてゐる)  
(8) 国税庁と外廓団体との関係を調査する。

(9) 大企業の脱税や、調査のあり方について追求する。

(7) 人格のない社団に対する今後の取扱いを厳重監視する。(大蔵省は、現行法においても、間接税について人格のない社団から

(10) 税制調査会の構成及び今後の審議方向について意見を出す。

農民の不安、中小企業者の動搖、労働者の生活難、この三者の怒りは急速にひろまりつつある。

三月二十八日、党が発表した農政にかんする公開質問書は、あますところなく、刻下の河野農政の欠陥と、農民の不安をつき、国民の共鳴を集中した。農業を知る人、しらぬ人、ともに、是非目を通して問題の所在を把握していただきたい。

## 農政問題に関する公開質問書

政府と自民党は第三八国会で農業基本法を

農民、農業団体の反対をおし切って強引におし通した。その後わが国の農業、農村、農民の実情は政府と自民党が約束したものとは全く違つた方向にうごいており、農民の不安はつのつて

いる。わが日本社会党は、国会での政府答弁と自民党的方針とが一貫していない事実にもとづき、政府と自民党はこれから農政をどのよう進めることにつき全国の耕作農民の意志を代表して次の如く公開質問書を提出する。

政府と自民党は全国農民に対してその不安を一掃し、農民が希望をもつて農耕にはげむことの出来得るよう四月五日迄に御回答願いたい。

### 1 地主補償はとりやめるべきではないか。

農地改革が合法であったことは、昭和二八年の最高裁の判定で明かであり、代々の総理は旧地主補償は行わないと国会で言明し、その後に設置された農地被買取者問題調査会の答申が終わらないにも拘らず自民党内には、旧地主勢力の圧力に屈して、三七年度に融資二十億、更に三八年より補償金六千億を出そうとする動きが極めて活発である。

日本社会党は今日旧地主のみでなく生活に困窮しているものはすべて社会保障制度を充実させることによつて解決すべきであつて、

特定の地主層だけを対象とすべきでないと考える。若し戦争の犠牲であつたとするならば戦災者、戦争によって親族を失つたもの、国債を買わされたり強制そかいをさせられたものなど数多い筈である。

自民党的農村議員が六千億の補償を出す議員立法を進めているというが、その財源はどういうにされるのか、政府並に自民党執行部は否定しているが三百名もの議員が同意署名している事実をどう取扱うか、その方針について明らかにされたい。

### 2 構造改善事業の中心を共同化による経営規模の拡大におき、零細經營の克服に全力を注ぐべきではないか。

今日農民の間で畜産、果樹、耕種、養蚕等の各部門にわたり、経営共同化の自主的な動きが活発に進められてゐることは、政府のグリーン・レポートでさえ認めざるをえない事実である。しかるに政府自民党は、この事実を正直に評価せず、本来、零細經營の克服を主眼とすべき構造改善事業の内容を、単なる主産地形事業にすりかえ、従来の各種助成融資事業をかき集めて構造改善という看板をつけ、何ら法律にもとづくことなしに適当な行政指導で進めようとしている。これは政府自民党が「自立經營農家の育成」に自信を失な

つたことを示すものではないのか、また、主産地形成を進める場合、各種農畜産物の価格支持政策がともなわなければ、農畜産物価格は暴落し、農民は商業資本や加工資本の餌食になることは目に見えている。日本社会党は、構造改善事業の中心を共同化による経営規模の拡大におき、農業サービスセンターの設置、各種農畜産物に対する価格支持、農民の手による農畜産物加工育成の政策を強力に進めるべきであり、かつまた構造改善のための法案を作成して堂々と国会に提案し、その審議を仰ぐべきであると考えるがどうか。

**3 経営共同化促進のための土地改良は全額国費でやるべきではないが、また不振土地改良区再建整備の措置をただちにとるべきではないか。**

わが国農業の経営を近代化するためには、

農業生産基盤の整備拡充が第一の前提でなければならない。しかるに政府は農業基本法成立後第一年度の予算において国営土改改良事業を極力抑制し、また、全国で三二九地区、関係面積十四万二千町歩に及ぶ不振土地改良区に対しても、何ら具体的な対策を講じようとしない。現在、ベルギー、デンマーク、アイルランド、イタリアおよびスペインでは、農地集団化事業は全額国費で行っている。日本社会党は、農業基盤整備に対する国の予算を大幅に増額し、土地改良事業の国庫補助率を高め、とくに経営共同化促進のための土地改良及び集団化は、全額国費で行なうこととした。農業生産基盤の整備拡充を強力に推進すべきであると考へるがどうか。

**4 食管制度を堅持し、米価は生産費並びに所得補償の方針で決定すべきではないか。**

農家総収入の五割をしめている米に関する全国農民の関心は極めて高い。先に河野農相は自由米構想を発表して全国の農民の総反げきにあって後退し、いま米穀管理制度懇談会に移しているが、過ぐる三月六日の閣議においていままで公開してきた米価審議会を非公開にし、農民の代表をへらして消費者の代表を多く参加させることに決定したことは、明らかに米作農民の意志に反するばかりでなく、生産費及び所得補償の方針ですべての農

産物の価格を決定すべきであると主張している全農民の要求をじゅうりんするものである。

日本社会党は政府と自民党が米作農民の生活を安定させ安心して米作りが出来得るようにするために三七年産米の価格は生産費及び所得補償方式で、きめることを明らかにし、米価審議会は慣例により公開し、生産農民の代表を従来よりへらさないことを明瞭にするとともに、現行食管制度を厳守し、生産農民の危惧を一掃すべきものと考えるが、閣議決定をとりやめる意思はないかどうか。

**5 畜産物価格を生産費並びに所得補償の方式で支持し、また飼料価格は大はばにひき下げるべきではないか。**

農業生産の選択的拡大政策にもとづき農民は畜産物の生産を積極的にすすめてきた。しかしに価格がきわめて低く且つ不安定であり、とくに肉豚価格は著しく下落し、畜産農民の経済は破たんにひんしている。しかも政府は肉豚(枝肉)一キロ当たり安定基準価格を市価主義にもとづき二四五円にこのほど決定したが、乳価については三月二六日の畜産物価格安定審議会で政府は一、八七五キロ(一升)四九円五九銭の価格諮問を行った、これでは生産費を大幅にわり農家の再生産を確保し所得を補償することはできない。日本社会党は畜産物価格について生産費及び所得補償方式により豚肉は三〇〇円以上生乳は八〇円以上にすべきであると考へる。

また飼料政策は著しく立ちおくれ、とくに飼料の流通機構が不合理でその価格は不適に高い。流通機構を根本的にあらためて、飼料業者の介入をさけ、農民が加入している、農業団体に直接取扱かわせ、価格の大引下げをおこなうとともに、畜産農民の立場を中心とした総合的な飼料政策を早急に確立すべきであると考へるがどうか。

**6 麦作転換対策について三六年度予算で、三〇億円の転換奨励資金を計上し、強力な行政指導をおこなった。この結果三六年産一六万町歩の大裸麦の大転換が実現した。これは政**

府の計画を上まわる大幅転換であり、麦作農民の協力のたまものである。しかるに政府は反当二、五〇〇円の転換奨励金の支出をおこなわず関係農民の期待を裏切り損害を与えている。日本社会党は、政府はすみやかに転換農民に奨励金を出すとともに、今後の麦作振興対策、転換対策については農民の意志を尊重し且つ農業所得が増大されるように推進すべきであると考へるがどうか。

**7 果実の輸入自由化をとりやめ、根本的流通対策をとるべきではないか。**

政府は果樹を選択拡大の対象として生産を奨励しながら、需給計画及び価格安定のための対策を怠りしかも三五年十月のジユース原液の自由化に続いて、今年十月迄にバナナ、パイナップルをはじめ、果実加工品等の自由化を行なおうとしている。昨年のバナナ輸入量の増加が夏みかんの市況を軟化させた事実からしても、これらの自由化が国産のいちご、貯蔵りんご、夏みかん、桜桃等に甚大な影響を与えることは必至である。日本社会党は、競合農産物の自由化をやめ、政府の責任で需給計画を確立し、農業団体を中心とする加工、貯蔵、輸送施設の拡充にたいする融資助成をふやし、計画出荷による価格安定をはかり、農民の不安を一掃すべきであると考へるがどうか。

**8 農畜産物を生産者と消費者に直結し、中間の不当な利益を排除して農民の所得を高めるとともに消費者に安い農畜産物を供給するため流通機構を根本的に改める意志はないか。**

今日農家が庭充で売り渡す農畜産物の価格と消費者が小売店で買う価格の比は一対三である。これは生産者と消費者との間の流通機構が前近代的な仕組みになつてゐるためである。

日本社会党は、農畜産物の生産と出荷の計画をたて、農協の共販事業の促進と加工、貯蔵、輸送等の事業に国の助成を行い、公営の卸売市場を整備拡充して流通と市場の合理化を行い、農畜産物を生産者には高く消費者には安く供給出来るようすべきであると考へるがどうか。

砂糖超過利潤を食管会計で吸収し、国内甘味資源の開発と消費者価格安定をはかるべきではないか。

政府はてん菜振興を口にしているが、最低生産者価格は八年間据置かれたまま再生産費をつぐなえず、北海道さえ作付面積の減少を示している。一方精糖業者の超過利潤については、かつて水田蔵相が三四・三五両年度に百十億円以上であると述べていたにもかかわらず、このうちわずか十八億四千万円を抛出させるだけでお茶をにごそつとしており、政府の砂糖行政に対する国民の不信の念は極めて強い。

また砂糖の輸入自由化をやるといつたりやらないといつたり、またやるといつたり、その方針は二転三転し、これは精糖業者をゆすぶって政治資金をかせごうとする策略ではないかとの疑念をも招いている。政治はみずからの方針を反省すべきである。

**10 農業近代化資金は眞の長期低利の制度金融に改めるべきではないか。**

さきの国会で三六年三〇〇億、三七年五〇〇億の農業近代化資金のための関係法が成立した。政府と自民党の農業基本法による選択拡大の中心として畜産や果樹の経営農家並に零細農の共同経営を希望する人々が大きな期待をもつて手続をとつてゐるにも拘らず、農協の窓口において、厳密な審査と理事全員の賛成を必要とし担保と保証を条件として零細農家は殆んど貸付けの対象となつていなく金融からしめ出されている。これは政府が宣伝している内容とは著しく異つてゐる。

日本社会党は農業資金については、金利は年五分以下とし据置きは五年、返済期間は二十年を最短とすること、貸出しは、最低一千億を下らないこととし、更に貸出しの対象は本当に資金を必要とする農民とすること、貸出しの原資は農協の金に政府が利子補給をし、三年交替の理事に一五年返済の責任を負

えということでなしに、国の責任において新たなる制度金融を農民の立場から確立する必要があると思うが、どうか。

### 11 肥料二法を存続厳守し、農民にぎせいを強いる新法制定はやめるべきではないか。

肥料二法制定の根本は疏安輸出赤字の国内非転嫁の原則をつらぬくことであり、輸出価格と国内価格の大幅格差がある現在、なおこの原則を堅持することはきわめて重要である。しかるに政府は「内需優先確保の不安が解消した」ことを理由に二法を廃止しようとしているが、その真意は二法によるバルクライン方式では国内価格が年々値下げされるのでこれを阻止し、国内の高価格を維持して輸出赤字を国内転嫁し、農民の犠牲により疏安工業の振興をはかるうとするものである。

これは二法にかかる新法案の中心をなす価格のきめ方について、生産者、消費者の間で自由にきめ、しかもメーカーの共同行為（カルテル）をみとめ独禁法の適用除外にしていふことをみてあきらかである。日本社会党は政府と自民党が肥料二法を存続且厳守し、肥料価格の大幅値下げと肥料工業の合理化を急速にするとともに財政支出等による基本対策をすみやかに確立すべきであると考えるがどうか。

### 12 農業災害補償制度改正については制度協議会の答申を尊重すべきではないか。

現行の農業災害補償制度は農業農民の実情

から遊離し、農業団体の立場を中心における農災制度改正の最大公約数を求めたものであった。しかるに、自民党と政府は、党利党略から答申の内容を無視し、農民の要求からはるかに外れている。かかるなかにあって、「農災制度協議会」の答申は、現時点における農災制度改正の最大公約数を求めたものであった。

日本社会党は天災は全額を国家が補償すべきであることを原則とし、当面農家の掛金を少くし、補償を多く、機構の簡素化と、運営を民主的に行い、農災に対する農民の自主性

を確保することを目標とし、差当たり問題の多い、本制度の改正には特に慎重を期し①農災制度協議会の答申の線を尊重し、その実現を期すと共に、②答申以後の農業情勢の変化、畜産、果樹等を考慮し、③解散についての農民の自主性を尊重する等含めて抜本改正を行うよう主張する。更に慎重に審議するためには、本国会で強行することなく、広く与論に問い合わせて農民のためになる制度とする意志はないか。

### 13 (1) 沿岸漁民の所得を他産業並に引上げるために、沿岸漁民の漁場を確保して資本漁業の侵入から守る意志はないか

沿岸漁民が今日の窮乏にたち至った最大の理由は、生産と流通の場において資本漁業の圧迫をうけていることである。したがって、沿岸漁民の所得と生活水準を、他の産業を営み又はこれに従事する者のそれと同一の水準に引上げるために、沿岸漁場を彼らのために確保し資本漁業の侵入から守る必要がある。然るに、政府・自民党が今回の漁業制度の改正によって、逆に沿岸漁業を資本漁業に解放しようとしていることは、沿岸漁民の稼動の場を一層せばめ、沿岸漁民をますます窮地に追いやるものである。

よつて政府は、直ちに資本漁業偏重の政策を改めて沿岸漁場の確保にふみ切るべきではないか。

(2) 生産費を基準とした保証価格制度を実施して、漁業者を魚価の低落から守る意志はないか。

漁業者の最大の悩みは魚価の低落によって生産費さえも償いえない事態がしばしば起ることである。これは歴代の保守党政の怠慢によつて、なんら効果的な魚価対策が実施されていないためである。昨年、政府は多獲性大衆魚の価格の安定をはかるためと称して、「漁業生産調整組合法」及び「魚価安定基金法」の二法案を制定した。しかし、資本金一億六千万円の運用益を用いて魚価の安定をはかるうという如き中途半端な魚価対策が物の役に立ちえないことは、昨年サンマの暴落がこれを証明している。

よつて政府は、社会党が国会に提出していいる「水産物の価格の安定等に関する法律案」の成立を促進、効果的な魚価の支持価格制度の実施にふみ切るべきではないか。

(iv) 日ソ漁業交渉を有利に解決するためにも日米加漁業条約の改訂を申入れるべきでは

ないか

政府が、日ソ漁業交渉を有利に運ぶため

と称して、出漁準備が完了した今日、突如

として、自主規制なるものを押しつけよう

として、かえつて激しい混乱をひき起していることは遺憾である。日ソ漁業交渉において、日本の主張が説得力を欠く理由の一つは、日本が、日米加漁業条約において広大な漁場において、アメリカ産サケマス等を獲らないことを約束していることにあることはいまや周知の事実である。

よつて政府は、来る八月に開かれる日米加中間会議において、不平等極まる日米加漁業条約の終了を申し入れ、対等の立場に立つ漁業条約を新たに結び直すための努力を直ちに開始すべきではないか。

14 行政機構を複雑化し、地方自治体と農民の自主性を損う農林行政機構の改革はやめるべきではないか。農業基本法にもとづき食管制

昭和三七年三月二八日

日本社会党中央執行委員長

河上文太郎

自由民主党総裁

内閣総理大臣

池田勇人殿

東北開発株式会社の汚職は鋭い追及をうけた、その原因はしかし、ひとり東北開発にのみ内在するものとは考えられない、われわれは、この機会にひろく政府関係各機関の運営と実態に目をむける必要を痛感する。

解 東北開発は、東北地方の国民の生活と産業をひき上げる重要な原動力と思われていただけに厳重な措置と刷新を要求する。

## 東北開発株式会社問題に対する党の態度

(三七・三・三一)

東北開発株式会社問題に関する運営と経理に関する諸問題は、衆院決算委員会で数次にわたり追求し、不正事件については目下捜査当局で究明中であり、これらに関してさらに今後徹底的に究明されなければならない問題があるが、会社運営の根本的な欠陥は、次の諸点に在ることが明らかである。即ち、

度の改変を試み他畜産、果樹、園芸を中心とした主産地形成を目指して構造改善事業が進められている。これと相まって農林省の機構を改革して従来の農地事務局の所在地に地方局を設置する方針が明らかにされ、更に公社、公団、事業団の構想も出されている。

これは、中央の権力を更に地方に移し行政を複雑にするものであり、陳情政治を強化し、農民を独占の権力のもとにれいぞくさせる以外のなにものでもないと考える。

日本社会党は農林行政は耕作農民に奉仕し農民の日常の危惧をなくするための生産指導を行ない、食管制度を堅持し、眞に農民と結合したあたたかい血の通ったものでなければならぬが、現在の機構改革は農基法にもとづく六割農民首切りの役割をつとめるものであり、農民の利益と反対のものであるが故に、これをとりやめるべきだと考えるがどうか。

一、公然たる紐付き天下り人事が行われ、内部の協力体制が確立されていないこと  
二、官僚運営に支配され事業意慾が薄弱なこと  
三、大企業及び関係官庁による事業制約が多く、個々の事業規模及びその内容が極めて弱体であることである。これらの基本的欠陥が放置されてきた結果、内部規律の不統制、経

営の乱脈さを招いたといわなければならぬ。

監督官庁及び会社は、以上の点を深く反省して、速かに禍根を除き、健全な会社運営と、東北開発促進法及び東北開発株式会社法の精神に則った事業体制を確立するため、党として次の諸点をとくに強く要望する。

### 一、人事の刷新と信賞必罰体制の確立

今回の会社問題についての関係者は厳正な処分を行い、事業運営及び監督の責任を明確にすること。

同時に、政府、並びに与党等の派閥と結びついた不明朗な天下り紐付き人事を排し、適材適所主義の人事と信賞必罰体制を確立して、社内気風の一大刷新をはかること。

### 二、事業運営の抜本的な改革

東北開発の基本目的に完全に合致する健全な事業を発展せしめるため、従来の事業内容、運営方式について根本的な再検討を行うとともに、事業体としての企業創造性を最高度に發揮せしめる体制を早急に確立すること。

### 三、厳正な監査制度の確立

国際会社としての特殊性にかんがみ、強力な内部監査制度を確立して、会社経営の健全化と内部規律の厳正化を期すること。

### 四、東北開発株式会社の根本的な改正

以上の諸点を強力に実施し、会社運営の在り方、理事の選任方法等についても根本的な再検討を加えるため、東北開発会社法及び関係規則の抜本的改正をはかること。以上

あらゆる点の格差のは是正が問題になつてゐる。なぜなら、所得倍増政策が、ますますそれを助長してきだし、これからもさせようとするからである。

解説  
政府は、新産業都市建設促進法をもつて糊塗しようとしているが、それは国土全体の計画に立つて、住民の福祉を犠牲にして立案されている。首都圏の問題もそうである。資本のためか、住民のためか。

## 新産業都市建設促進法案についての見解

一、国土総合開発法による国土総合開発計画には「都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項」、及び「産業の適正な立地に関する事項」を含み、同法に基く「全国総合開発計画」は国土総合開発審議会の承認を得た草案を基礎として、経済企画庁が作業作成中であり、これによつて産業配置と都市農村の配置の基本的方向が示されるはずであり、その結論をまたずに、新産業都市建設促進法を制定する事は適當ではない。

二、地方の基幹的な産業都市形成は当然府県、市町村の地方自治制度に重要な変化を及ぼし、産業再配置の行政事務を国及び地方団体がどのように分担するか、地方自治体の産業行政事務と他の教育、社会保障などの事態との関連、府県と地方基幹都市との関係など、地方制度の問題として検討すべきものが少く

なくない。それにも拘らず、この問題が地方制度調査会の意見をきくことなく進められることは極めて不当である。

三、産業の再配置は、第一次には国の責任において計画的に行うべくに拘らず、区域の指定方法、立地条件の整備など、地方自治体の責任に転嫁しているのは適當でない。

これは徒らに、地域指定の陳情運動を誘発し、無理な産業基盤整備の投資を刺激し、一層地方自治体の財政負担を重くする結果となるであろう。

四、都市偏重、工業偏重主義が、露骨に現われている。指定区域外の市町村や、農漁村の開発設計画が併行して行われなければ、大企業中心の高度成長政策の歪みは益々甚しく、弱小町村、農山漁村を荒廃させるであろう。

五、すでに地方自治体の激しい工場誘致政策の

幣害は既存産業と誘致企業との不公平、住民福祉行政へのシワ寄せなど各地にひろがり大企業に奉仕する地方自治への批判がはげしく起っているが、本法はこの幣害を是正するよりは激化させようとするものである。

六、本法においては配置される企業は「チヤホ

ヤれさるお客様」であり、これに対する規制措置がないばかりでなく都市建設の障害となる宅地価格の高騰、電力料金の規制対策、新都市建設の財源措置などが不明確で、実施上の裏付けが欠けている。

### 新産業都市建設促進法案と産業と雇用の適正配置に関する法律案の比較

	政 府 案	社 会 党 案
区域の指定	内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請及び経済企画庁長官等関係大臣の要請にもとづき、新産業都市建設審議会の議を経て、大規模な新産業都市となる可能性を備えている区域を新産業都市の区域に指定し、新産業都市の建設に関する基本方針を指示する。	大拠点地区、中拠点地区、小拠点地区、慢性不況地帯に区分し、大拠点地区の指定は、産業雇用適正配置審議会の議を経て、中拠点地区は、都道府県知事の申請にもとづいて、内閣総理大臣が決める、小拠点は都道府県知事が決め、慢性不況地帯は、大拠点地区、中拠点地区の指定に当つて特に考慮する。
工業制限地域の指定	一、工業開発の目標 二、人口の規模及び労働力の需給 三、土地利用 四、次に掲げる施設の整備 工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、輸送施設、水道、下水道	同上 工業の密集地帯（四大工業地域）で産業基盤の極端に弱化している地域を工業制限地域として指定し、この地域の工場の新增設を規制する。
施設の整備	新産業都市建設審議会を置く	教育施設、及び厚生施設 大拠点地区及び中拠点地区の指定に当つてはそれぞれの経済圏内において労働力の需給が均衡を保ち、雇用が安定するよう努める。
審 議 会	国又は地方公共団体は、建設基本計画達成のための施設の整備を促進し、必要な用地取得につき、公有水面埋立等の規定による処分にあたり、特別の配慮をする。	産業雇用適正配置審議会を置く 国は、拠点地区における工場住宅その他の施設に必要な用地の確保について国有財産の有利な条件で譲渡、貸付等を行うほか、許可その他の処分において特別な配慮をする。
用地取得、工場及び関連施設の整備に対する補助	国および地方公共団体は、新産業都市の建設に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が必要とする資金の確保に努める。 地方債について特別の配慮をする。 地方公共団体が新産業都市の区域内に工場を新增設する者に対して、特別の減免措置を講じ、その分だけ地方交付	開発事業を実施する地方公共団体又は事業者に対し、必要な資金の確保をはかる。 国又は地方公共団体の行う用地取得、工場及び関連施設の整備に要する費用については補助金、地方債に特別の配慮を行い、地方行政水準の低下をさせない。

税ではてんをはかる。

国および地方共公団体は、職業訓練施設、教育施設の整備に努める。

国の全額出資による産業設備公団を設立し、土地の造成、施設の整備に努める。

拠点地区の工業には電力料金の軽減をはかる。

市町村の合併	新産業都市の一體的な建設を促進するため、関係市町村は、合併により、その規模の適正化に資するよう配慮する。
公団及び公社の設立	大拠点地区における開発を進めるため全額国庫が出資する産業設備公団を中心拠点、小拠点地区の開発を促進するため、国と都道府県の出資による開発公社を設立する。

高崎代表がソ連へ行つて交渉をしている。毎年のことながら、年々ムツカシクなつてきている。日本政府の方針に確固たる点がないのも原因であろう。党は、七項目にわたって、日ソ漁業条約に対する態度を明らかにし、ソビエトと交渉する日本側のあり方とすべきことを発表した。しかし、しょせんそれは、一刻も早く、日ソ平和条約の締結が必要視される。

## 日ソ漁業交渉に対する態度（一九六二・三・三一）

科学的根拠にもとづき円滑に進められるべき

日ソ漁業交渉が、年々難航の度を加えていることは極めて遺憾である。

これは、何れの国も資源の現状及びその変動の法則に関する相手国を納得せしめるに足る充分な科学的資料を欠き、いわゆる政治接渉もちこまざるをえないためである。

よつて政府は、日ソ漁業交渉を円滑化し、かつ、わが国の公正な利益を守るために、左記事項の実現につき万全の措置をとるべきである。

### 一、共同調査

オホーツク海域を中心として、全規制区域に対する日ソ両国の共同調査を積極的に進め、速やかにサケマス、カニ及びニシン資源の状態を把握すること。

### 四、早期妥結

共同調査の結果が判明するまでは、条約実施以後の漁獲量及び操業の実態を勘案して、安定した漁獲量が持続できるようにするこ

### 三、協定漁獲量

従来、日本側においてサケマスの人工ふ化放流、食害対策の実施など資源増殖の措置を講じてきたが、政府は、本事業の拡充につき日ソ両国間の合意に達するよう努めるとともに、国内においても更に積極的かつ強力な措置を講ずること。

### 二、資源増殖

を活用して早期妥結をはかり、出漁時期の切迫によって不利な妥結に追いこまれないようすること。

##### 五、規制区域の拡大

今回ソ連から提案された規制区域の拡大には同意でき難い。規制区域外においては、あくまで自主的な操業規制その他によつて資源の保存をはかるようすること。

##### 六、自主規制

政府が今回一方的に押しつけようとしている自主規制案は、一つには、従来の政府の行

## 計画

### 政策審議会参議院選挙対策作業 (一九六二・四・四)

参議院選挙を控えて、政策審議会は、国会活動と平行して、選挙関係の準備作業を続けていますが、このうち、現在まで完了したもの、及び近く完了するもの、について簡単に述べれば、次の通りである。

#### 一、選挙政策問答集

最近、衆参両院の選挙の度ごとに、「政策問答集」を作成しているが、こんどの参議院選挙についてもまた同様のものを作成した。「問答集」は、社会党的政策、方針について、全般的な解説を一冊にまとめたものであるから、選挙戦において、有力で手頃な武器となると信ずる。なお、個々の部門や特定の問題については、次に掲げる「選挙政策宣伝シリーズ」や「学習シリーズ」などのパンフレットを利用していただきたい。

#### 一、選挙政策宣伝シリーズ

- ▽日中関係
- ▽農業
- ▽憲法
- ▽労働
- ▽池田内閣言行録
- ▽社会保障
- ▽物価
- ▽教育
- ▽中小企業
- ▽住宅

このシリーズは、個々の部門や特定の問題について、漫画面りで易しく書いた簡単なパンフ

政上の失敗の責任をすべて漁業者に転嫁しようとするものであり、二つには、決定の時期、手続が適切を欠くばかりでなく、内容的にも不備な点が多い。よつて政府は早急に関係業界の意見を求めて母船式漁業、流網漁業等の配分の問題について、より合理的かつ公正な案に練り直すこと。

七、北洋近海における安全操業の実現は、領土、領海問題とかたく結びついてることを理解し、日ソ平和条約の締結を促進すること。

以上

レットからなっている。前述の「問答集」は、党員を対象としているが、このシリーズは、広く一般大衆を狙っている。

#### 一、選挙スローガン及び政策

こんどの選挙では、選挙スローガンを、「社会新報」を通じて募集したが、政審会もこれに応募した。このうち、中心スローガンは、近く中央執行委員会において決定されるが、中心スローガン以外の、各部門別の政策スローガンは、当会において、編集した。それぞれの候補者が、その選挙区の特長に応じた独自のスローガンを打造出るなどに、広く利用されたい。

選挙政策は、こんどの選挙にのぞむ社会党的政策を各部門別に整理し、集大成した、いわば選挙政策辞典である。選挙の際、各方面から寄せられる社会党的政策についてのアンケートに対する回答の際など、役に立つであろう。

#### 一、選挙綱領

こんどの選挙で、社会党が何を国民に訴えるかを宣言のような形でまとめたもの。前述の「政策」が辞典であるとすれば、これは、いわば、散文詩である。

一、選挙模範演説集

選挙区の特性に応じ、利用できるように、市

民向、労働者向、農民向、中小企業向などと、  
分けて、二〇〇～三〇分の演説を集めたものであ  
る。選挙戦で多年の経験を積んだ国會議員が、  
それぞれの個性を生かした原稿を寄せてもらう  
よう依頼して作る。

### 一、政策発表

選挙を目標に、個々の問題について、政策を  
発表し、今後も発表する。そのうち、主な題目

- ▽財政制度改革案 ▽エネルギー総合対策
- ▽住宅宅地対策 ▽鉱業対策
- ▽都市交通難緩和対策▽港湾対策
- ▽物価抑制対策 ▽高校全員入学対策
- (農漁村、中小企業関係の諸政策については、  
特別委員会と協議して作成する)

## ポケット資料集

### 国会の物価論

#### 争(議事録抜萃)

##### ① 所得倍増と物価

問 所得倍増計画は物価から破綻してしまって  
いるではないか。(井手、堂森)

池田首相(一二・九衆院予算委) 私は長い目で  
みてこの問題を解決していきたい。物価上昇  
に所得増加が食われてしまっているという結  
論は早すぎる。……所得増加が、一時的な値  
上がりをカバーしておる。(一二・衆院予算)

##### ③ 公共料金

た。……もうしばらく見ていただければ、ま  
あまあというのが八〇%位、よくなつたとい  
うのが一〇%位、悪くなつたというのが一〇  
%位というような状況が出てくると思いま  
す。

##### 力)

問 公共料金は上げないといつたら政府は上げ  
ないのだと明言できませんか。(堂森、西村  
藤山経企長官(二・一・九衆院予算委) やむをえざ  
るものについてはある程度認めていかざるを得  
ない。

##### 力)

(二・二・七衆院商工) 私鉄値上げは、ほんと  
うに経営上困っているところは、ある程度考  
えなければ交通運輸の関係から適当でないと  
いう考え方で検討いたしたのでござります。  
……昨年三月政府は当分の間抑制をする、そ  
うして七月に、やむを得ないものに限つて、  
事情を調査し検討することにした……。

##### ④ 独占物価

問 生産性向上に見合う卸売物価、価格の引き  
下げを具体的にどう指導してゆくか。(小松、  
西村)

藤山経企長官(二・二・七衆院予算第三分科会)  
三位一体と申しますか、企業及びそれに従事  
する労働者、消費者の利益、この三つを調和  
してゆくことが必要だ……。

問 倍増政策で国民生活が苦しくなつているの  
はどういうわけなんですか。むしろ格差が拡  
大している。総理府の世論調査では、去年の  
今頃と比べて暮らしみきは「楽になつてい  
る」が一四%「苦しくなつてゐる」が三二%  
「変りがない」が五一%、これはどういうわ  
けですか。(木村)

池田首相(参院予算委三・六) 大体同じとい  
う人は、まあまあよくなつたほうじゃないわ  
がらに——それが五〇何%ほどよくなつ

げに定着させてゆく、そういう慣習をつけてゆくことも必要でしょうし、独禁法の運用におきましても、価格形成の面で十分運用していただかなければならぬ……。

### (5) 信用インフレか、コストインフレか

問 最近の物価騰貴は投資インフレではないか。（木村、翌生）

藤山経企長官（参院予算委三・六）経済が急激に成長したので、いろいろなひずみが出ております。その一つが貿易バランスの面、物価の面にも表われてきておるのであります。まだ今までの過程ですぐにインフレとまで私は断定できない。しかし、放置しておきますと、そういう勢いが助長されれば、インフレ的な傾向にならざるを得ない。

池田首相（右同）成長過程における一つの状態だと思う。インフレ論をする人もありますし、デフレを心配する議論もありますが、私は心配なのは、もしインフレとすればコスト・インフレ。給料の急激な増加消費ムードが原因。問題は、ここにある。個人消費が伸び過ぎると、これがコスト・インフレになる。

### (6) 独禁法の運用

問 独禁法適用除外を拡大して立法措置を講ずると聞くが。（高田）

佐藤通産相（三・一〇参予算委）最近業界の合同の気運がございます。これが今ある独禁法に合うかどうか論議されておる……経済の憲法とも申すべき独禁法の改正などを軽率に論すべきでない。だから、在來の態度を堅持し、情勢の推移を十分検討して参りたい……。

### (7) 豚肉対策

問 豚肉の価格暴落の対策は。（佐多）

河野農相（三・二八参予第三分科会）牛肉、豚肉の小売商などの取引きの指導を農林省で行ない……大都市の映画館を転業してもらい、映画館の中に小売店を集めてマーケットを作つてもらいたい……。

### (8) 土地高騰

問 土地の高騰をどう防止するか。（山口）

藤山長官（三・一五衆院商工）委実は企画庁内

にも数名の担当者をきめまして、将来この問題について取り組んでゆく基礎的なただいま準備をいたしておるわけでございまして……。それらの意見を用いた上でなんらかの処置をとつてゆくのが適当じゃないか……。

### (9) 物価見通し

問 三七年度二一・八%アップで押さえることはもうできないのではないか。（矢嶋、板川）

藤山経企長官（三・八参予算委）二・八%上がらざるを得ないような見通しをたてたのは、私自身も残念なんですけれども、しかしそれまではどんなに努力目標をおいても立てざるを得ないのじゃないか。（衆院予算第三分科会二・八%に押さえるというのは、あくまでも努力目標……。）

政  
審  
資  
料  
關和三十七年五月十五日發行(每月十五日發行)

定  
價  
一  
〇  
〇  
円